

美作国分尼寺跡発掘調査報告

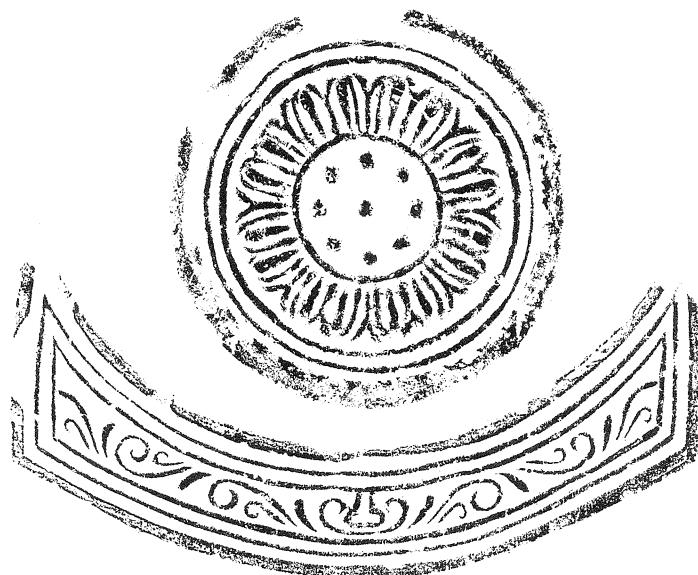
津山市埋蔵文化財発掘調査報告第12集

1983

津山市教育委員会

美作国分尼寺跡発掘調査報告

津山市埋蔵文化財発掘調査報告第12集



1983

津山市教育委員会

序

当委員会では、先に美作国分寺跡の発掘調査を実施し、約方2町の寺域と東大寺式の伽藍配置を確認することができた。現在、この調査結果に基づいて、保存措置を急いでいるところである。実はこの国分寺跡の調査の際にも、国分尼寺跡の現状が気がかりとなっていた。いうまでもなく、国分二寺は天平13年(741)の聖武天皇による発願に基づいて造営されたものであり、両者一体として把握されねばならないことは改めて指摘するまでもなかろう。

ところが、昭和55年、従来国分尼寺跡に比定されてきた国分寺字古池の水田に地元の強い要望を受けて、農業基盤整備事業の計画が持ち上がった。当委員会では、このような事態に対処し、その保存策を講ずるため、翌年から昭和57年にかけて3次にわたる確認調査を実施した。調査の結果は、若干の掘立柱建物などを検出したのみで、当初目的とした伽藍配置や寺域を確認することはできなかった。しかし、出土した夥しい瓦類などの検討により、美作の律令時代に対する一定の知見を得ることができた。そこで、ひとまず調査を打ち切って、他日を期すこととした。今後は、国分寺跡の保存と関連して何らかの形で歴史教育の素材として活用していきたいと考える。さらに、美作国府跡など他の官衙跡・寺院跡についても今後真剣に調査と保存に取り組んでいきたい所存である。

最後に、調査に際し有益な御指導をいただいた奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター、岡山県教育委員会文化課、調査にあたって積極的な御協力をいただいた地元地権者各位に対し、厚く御礼申し上げる次第である。

昭和58年3月31日

津市教育委員会

教育長 福島祐一

例　　言

1. 本書は津山市教育委員会が実施した美作国分尼寺跡発掘調査の報告書である。
1. 調査は昭和55年度から57年度まで、3次にわけて実施し、第1次調査は市単独事業、第2
・3次調査は国庫補助事業とした。
1. 本書に使用したX・Yの数値は、 $B = 36^\circ 0'$ 、 $L = 134^\circ 20'$ を原点とする平面直角座標系第V系に属する座標値を表わす。但し、本書ではX軸が上3桁、Y軸が上2桁をそれぞれ省略した。例えば、X軸556は-105,556.00m、Y軸916は-26,916.00mを示す、Nは座標系の北を指す。高さの数値は海拔高である。
1. 本書Fig. 2に使用した地形図は、建設省国土地理院発行の5万分の1地形図（「津山東部」及び「津山西部」）を複製したものである。
1. 本書の作成は、湊 哲夫が行った。但し、V-2の弥生土器に関する記述、実測、製図は中山俊紀による。なお、瓦の拓影に行田裕美の援助を得た。

目 次

I	遺跡の位置	1
II	歴史的環境	3
III	調査の経過	8
1	調査に至る経過	8
2	調査経過	8
IV	遺構	11
1	建物	11
2	礎石落としごみ穴	12
3	土坑	12
4	その他	14
5	小結	16
V	遺物	17
1	瓦塼	17
2	土器	26
VI	考察	30
1	軒瓦の組み合わせと編年	30
2	美作における国分寺系同範瓦の分布	32
3	結語	35

図版目次

PL. 1	美作国分二寺跡周辺地形図	PL. 15	美作国分尼寺跡航空写真
2	遺構配置図	16	建物 (S B45 A・B)
3	建物 S B45 A・B	17	建物 (S B45 A・B, S B40他)
4	建物 S B40・S A60	18	礎石落とし込み穴・土坑群
5	南調査区遺構配置図	19	軒丸瓦
6	軒丸瓦 (I-A, I-B, II-A)	20	軒平瓦 (I-A, I-B, I-E)
7	軒平瓦 (I-A, I-B)	21	軒平瓦 (I-C, I-F, II-A, II-B他)
8	軒平瓦 (I-C, I-E, I-F他)	22	軒丸瓦の製作技法
9	丸瓦	23	軒平瓦の製作技法
10	平瓦 (縄叩き目)	24	軒瓦の範割れ・範傷痕
11	平瓦 (平行叩き目)	25	丸瓦
12	土器	26	平瓦 (縄叩き目)
13	美作国分寺系軒丸瓦の同範関係	27	平瓦 (平行叩き目)
14	美作国分寺系軒平瓦の同範関係	28	平瓦 (格子叩き目)・面戸瓦・埠

挿図目次

扉	美作国分尼寺跡創建軒瓦組合わせ
Fig. 1	中国地方要図-----1
2	美作国分尼寺跡の位置-----2
3	美作古代官衙跡・寺院跡の分布-----4
4	発掘経過区分図-----9
5	礎石落とし込み穴 S X01-----12
6	第4, 6~8, 10, 17トレンチ-----15
7	軒丸瓦II-B・III-----19
8	軒平瓦II-B・II-C・IV-----22
9	平瓦 (格子叩き目) -----25
10	平瓦-----26
11	面戸瓦・埠-----27
12	軒平瓦I-Aの範割れ痕 -----34

表 目 次

Tab. 1	軒瓦の型式別個体数-----	18
2	軒丸瓦計測表-----	20
3	軒平瓦計測表-----	23
4	美作国分寺系同范瓦の分布-----	32

I 遺跡の位置

中国地方は、南に瀬戸内海、北に日本海に挟まれ、そのやや北よりにはおおむね標高1000m前後の中国山地が東西に長く横たわっている。美作国はその東辺、中国山地と標高500m前後の吉備高原との接触部に位置する(Fig.1)。その山がちな地形の中で、中国山地を源とする吉井・旭の二大河川とその支流に沿って、津山盆地を最大として、勝山、蒜山などいくつかの小盆地が点在する。このうち津山盆地は、東は英田郡作東町江見、西は真庭郡落合町追分を境とする東西約40km、南北10数kmに及ぶおおむね標高100~300mの内陸地帯を形成している。

美作国分尼寺跡は、津山盆地のほぼ中央、吉井川と加茂川との合流点東南東約1.2kmの台地上にある。この周辺では、標高120mから200mほどの低丘陵が、吉井川と加茂川との合流点に向かって、西南方向に張り出している。その先端部は、日上畠山古墳群の位置する標高126mの独立丘を形成する。この独立丘とその東約1.6kmの標高179mの観音山との間は標高100~110mの平坦な台地地形を呈する。国分寺跡はこの台地の東端部にあり、尼寺跡はその西端近くに位置する(Fig.2)。

国分尼寺跡が占地するあたりは、標高約101.5mの平坦な地形を呈しており、その南は標高約103mの一段高い台地、北は断差約10mの崖を経て、加茂川の沖積地に接する。その東北隅付近



Fig. 1 中国地方要図(●印 美作国分尼寺跡)

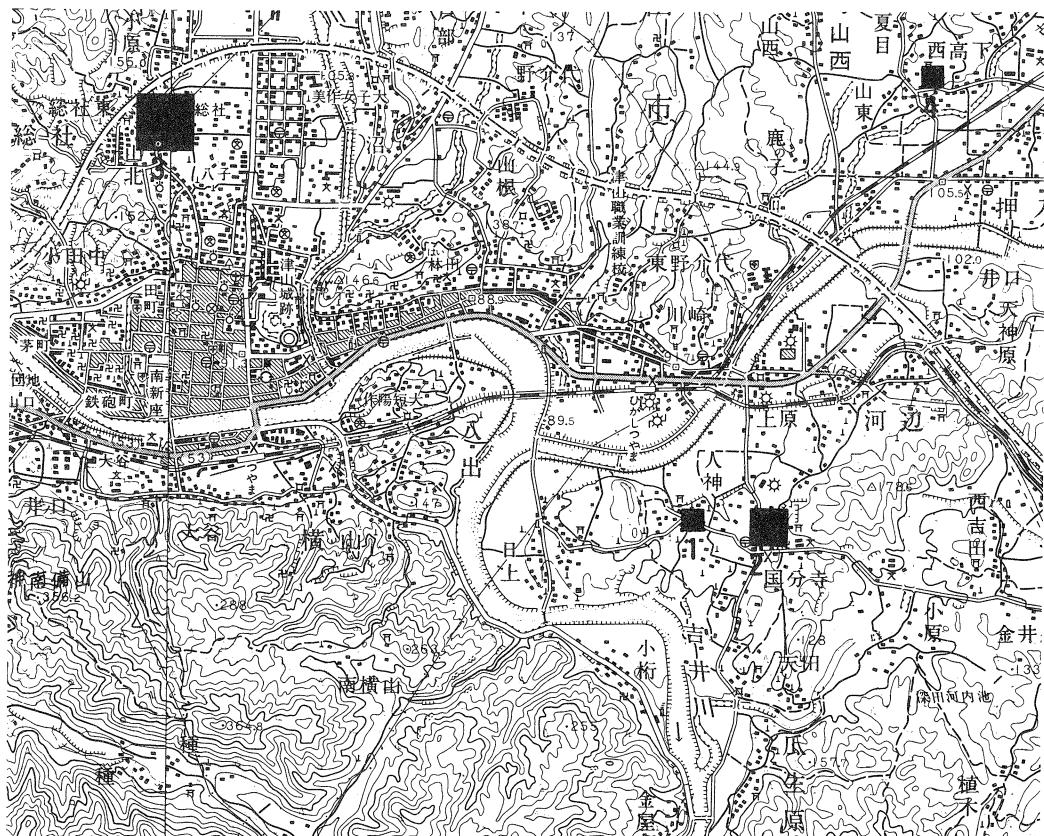


Fig.2 美作国分尼寺跡の位置 1:50,000 (1 美作国分尼寺跡 2 美作国分寺跡
 (3 美作国府跡 4 夜半廃寺)

から国分寺跡に向かって小さな谷が入り込む。国分尼寺跡は国分寺跡の真西に位置せず、そのやや北よりに占地する。国分尼寺跡の寺域が不明確であるので、二寺間の距離は確言できないが、おおむね心々間で450m前後であろう。現在、推定寺域の大部分は宅地化している(PL.1)。行政区画は岡山県津山市日上字人神112番地の12他である。

II 歴史的環境

美作国分尼寺跡が位置する津山盆地中央部には、弥生時代以来夥しい遺跡が形成されている。ここでは、国分尼寺跡を検討する上で直接の歴史的背景をなす律令時代の遺跡とくに官衙跡・寺院跡に限定して、研究動向を整理しておきたい。

ところで、美作国は和銅6年(713)、備前國英多・勝田・苦田・久米・大庭・真嶋の6郡を割いて新設された。分国の事情は明らかでないが、かつて強大な政治勢力を有した吉備の第2次分割としての役割は否めないだろう。和名類聚抄など古文献にみられる郷・里名から推測される郡界と近世の郡界との間にはおおむね大きな矛盾はない。但し、次の藤原宮跡出土木簡は注意すべきである。すなわち、藤原宮内裏西外郭の西を流れる溝SD1680から出土した第446号木簡がそれで、表に「・□田郡長岡里道守奈加麻呂」、裏に「・五斗八升」と記されている。⁽¹⁾この木簡は、「郡」の表記がなされていることから、大宝令制定以後から奈良遷都頃までの8世紀初頭のものと考えてよい。表の第1字は判然としないが、写真図版によると「苦」と読めそうである。もしそうとすれば、美作国苦田郡長岡里を指し、和名類聚抄段階では、久米郡に属していた長岡里(郷)が、美作国創置直前には苦田郡に属していたことが知られるのである。

さて、美作国の古代官衙跡・寺院跡は、性格不明のものも含めて現在までに17遺跡が知られている。以下、官衙跡と寺院跡に区分して検討を加えておく(Fig.3)。

1. 官衙跡

美作国府跡 津山市総社の宮川右岸の段丘上にある。瓦・「厨」銘墨書土器・三彩または二彩・陶硯などの官衙的性格の強い遺物が集中する字「幸畠」⁽²⁾・「南幸畠」・「北幸畠」を中心とする方2町程度の地が国府域と推定されている。1971~72年に岡山県教育委員会が、この推定国府域の西に接する地区の発掘調査を行い、奈良時代から平安時代にかけての建物・井戸・築地状遺構などが検出された。⁽³⁾また国府域は、周辺の条理制地割を参照すれば、山北字溝ノ内と同字一丁田を画する南北の小水路・小原川を東限とし、鶴山小学校付近を南限とする方6町の地⁽⁴⁾に想定することも可能である。

宮尾遺跡 久米郡久米町宮尾の久米川左岸の段丘上にある。久米郡衙に比定される。岡山県教育委員会の発掘調査により、第Ⅰ期から第Ⅳ期にかけての郡衙遺構の変遷が把握されている。⁽⁵⁾7世紀末ないし8世紀初頭に比定される第Ⅰ期には、B溝で区画された東西約55mの空間の北辺中央に、2間×10間の長大な東西棟建物(建物11)をおき、その前方左右に脇殿風の梁行2間・桁行8間以上の南北棟建物2棟(建物15・2)を配し、建物間を垣で結ぶ。また、この一画の

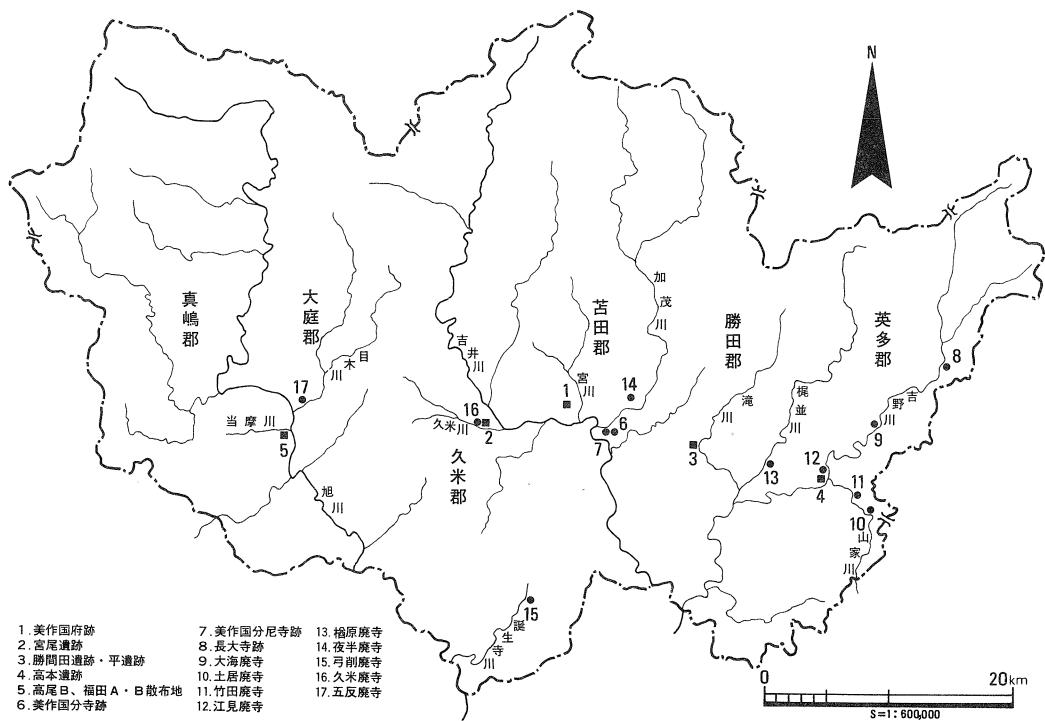


Fig. 3 美作古代官衙跡・寺院跡の分布

西90mには、2間×12間の南北棟建物(建物1)、東85mには倉庫風の総柱建物(建物12)がある。8世紀前半ないし中葉に比定される第Ⅱ期には、先のB溝を廃し、新たにA溝とその内側に塀を設け、東西約135mのA区画を形成する。内部の建物は第Ⅰ期のものを踏襲する。8世紀中葉ないし後半に比定される第Ⅲ期には、A区画中央北よりに桁行11間、梁行3間（のち2間に改修）の東西棟建物(建物3)がつくられる。また、A区画内に新たに溝と塀で囲まれるD区画が形成され、内郭・外郭ともいうべき2重の構造をもつに至る（但し、この時期にはA区画が廃されている可能性もある）。そして、D区画の内部には、桁行5間以上、梁行2間以上の東西棟建物(建物16)が営まれる。さらに、A区画の西外には、桁行6間以上、梁行2間の南北棟建物(建物6)、桁行6間・梁行2間の南北棟建物(建物4)の2棟がつくられる。8世紀後半ないし9世紀代に比定される第Ⅳ期には、東西の築地の南側に、2間×8間の東西棟建物2棟(建物10・5)が、北側柱筋をそろえてつくられ、また建物5の南に2間×5間の南北棟建物(建物8)が配される。

これらの遺構はほぼ真北ないし真東の方位をとる。また建物はすべて掘立柱である。調査されたのは、遺跡の北半部と推定され、現状では建物群の全容を知ることはできないが、第Ⅰ・Ⅱ期にみられる溝や塀で区画された内部にコ字形に配された建物群は、ほぼ郡衙遺構と考えてさしつかえないだろう。⁽⁶⁾

勝間田遺跡・平遺跡 ともに勝田郡勝央町の滝川右岸にある。勝間田遺跡は滝川の河岸段丘上にあり、5棟の掘立柱建物と築地が検出されている。⁽⁷⁾ 建物は2間×9間を主体とする東西棟ないし南北棟で、東西棟建物を中心としたコ字形配置を構成すると推定される。掘立柱建物の後には、礎石建物と築地が築かれる。これらの遺構の時期は、白鳳から奈良時代にかけてと推定される。出土遺物では多量の瓦とともに円面硯が注目される。河本 清・岡田 博両氏は宮尾遺跡の建物配置との類似性を指摘し、本遺跡を勝田郡衙に比定される。⁽⁸⁾

平遺跡は勝間田遺跡の北約200mの丘陵上にある。遺構は奈良時代から室町時代にわたるが最も注目すべきは奈良時代末から平安時代初期にかけての掘立柱建物群である。すなわち、1間×1間から2間×5間にかけての規模の8棟の建物が検出されている。これらの建物は、いずれも小規模で、整然とした配置をとらない。しかし、遺物においては、多量の瓦とともに、「郡」・「勝」などの刻印ないしヘラ書土器、施釉陶器、陶硯など官衙的様相の強いものがみられる。先の勝間田遺跡との関連において、本遺跡を郡衙の雑舎的建物群と想定することも可能である。⁽⁹⁾

高本遺跡 英田郡作東町川北の吉野川右岸の段丘上にある。谷をはさんで東西2群、計12棟の掘立柱建物が検出されている。東群では、2間×5間と2間×3間の建物が1棟ずつ、2間×2間の建物が7棟（うち総柱建物が6棟）、西群では、2間×3間以上・2間×3間・2間×2間の建物がそれぞれ1棟ずつ配されている。このうち、東群の6棟の総柱建物が倉庫と考えられる。奈良時代と推定されるこれらの建物群は、方位が一定せず、整然とした配置もとらない。しかし、出土遺物には、少量の瓦、「郡」銘墨書土器、陶硯などの官衙的様相の強いものを含んでおり、郡衙もしくは郷の倉院と推定されている。⁽¹⁰⁾

高屋B・福田A・B散布地 真庭郡落合町高屋の旭川右岸の段丘上にある。古く永山卯三郎らにより、真嶋郡衙に比定されてきた。⁽¹¹⁾ 1980～81年の発掘調査により、高屋B散布地において、奈良時代を中心とする掘立柱建物などが検出されたが、官衙建物を想定させる遺構は検出されなかった。⁽¹²⁾ なお、検討の余地があろう。

2. 寺院跡

美作国分寺跡 津山市国分寺の吉井川左岸の台地上にある。発掘調査により、主要伽藍の状況が把握されている。それによれば、ほぼ方2町の寺域中央に、南門・中門・金堂・講堂が南北一直線上に並び、金堂と中門を回廊が結んで、内部に広い空間をつくり、その一郭の東南外に塔が位置する。この国分寺跡は、741年の国分二寺造営の詔の後まもなくの奈良時代中葉に完成し、奈良時代末ないし平安時代初頭に中門を中心に主要伽藍の修復が行われ、さらに、平安時代中葉ないし後半には、金堂・講堂の修復がなされたと推定される。そして、平安時代末頃には、古代国家の衰退とともに廃絶してしまったと考えられる。⁽¹³⁾

長大寺跡（今岡廃寺） 英田郡大原町今岡の吉野川左岸の段丘上にある。付近の石垣に転用された礎石が存在するという。白鳳朝の軒丸瓦・軒平瓦が出土している。⁽¹⁴⁾ 寺院跡とは断定できない。

大海廃寺 英田郡作東町山手の吉野川右岸の段丘上にある。発掘調査により主要伽藍の状況が把握されている。すなわち、方1町強の寺域の中心部に礎石建ちの塔SB02と金堂SB01が東西に並び、その北に掘立柱建物の講堂SB03、南に同じく掘立柱建物の中門SB04・南門SB05が位置する。そして、寺域南限は築地SA02によって画される。寺の創建は白鳳時代と考えられ、その後奈良時代後半に大規模な改作が施され、奈良時代末ないし平安時代初頭には焼亡したものと推定されている。⁽¹⁵⁾

土居廃寺 英田郡作東町土居の山家川右岸の播磨との国境近くにある。白鳳時代の軒丸瓦・軒平瓦、鷗尾などが出土しているのみで、寺院とは確定できない。⁽¹⁴⁾

竹田廃寺 英田郡作東町竹田の山家川右岸にある。白鳳時代の軒丸瓦と丸・平瓦、須恵器、土師器、鉄滓などが出土しているのみで、寺院とは確定できない。⁽¹⁴⁾

江見廃寺 英田郡作東町江見の吉野川右岸、高本遺跡の北北東約500mの地にある。塔心礎と伝えられる礎石が残存している。付近からは、白鳳時代と平安時代の軒丸瓦が出土している。⁽¹⁴⁾

樅原廃寺 英田郡美作町樅原中の梶並川左岸の段丘上にある。発掘調査により南北に並んだ2棟の礎石建ち建物が検出されている。南建物（建物Ⅱ）は方10.5mの基壇の上に建てられる。北建物（建物Ⅰ）は基壇規模東西30m、南北15mで、5間×4間の建物が想定されている。出土瓦からみて、寺の創建は白鳳時代と考えられる。⁽¹⁴⁾

夜半廃寺 津山市高野本郷の加茂川右岸の台地上にある。平安時代と思われる軒丸瓦などが出るのみで、寺院とは確定できない。⁽¹⁶⁾

弓削廃寺 久米郡久米南町上弓削の誕生寺川の左岸にある。現弓削小学校のあたりが寺域と推定されている。近くには、移動された塔心礎がある。また、奈良時代後半の軒丸瓦とともに多量の瓦が出土している。⁽¹⁷⁾

久米廃寺 久米郡久米町宮尾の久米川左岸の宮尾遺跡に西接する地にある。発掘調査により、伽藍中心部が確認されている。それによれば、伽藍中心部に塔（建物Ⅰ）を置き、その東に接して、金堂と推定される建物V、西に講堂と推定される建物Ⅱを配し、それらを回廊でとり囲む。出土瓦からみて、寺の創建は白鳳時代と考えられる。⁽¹⁸⁾

五反廃寺 真庭郡久世町三崎の目木川右岸の台地上にある。付近に現位置から移動された8個の礎石があるが、寺院遺構は確認されていない。多量の瓦と鷗尾が出土している。軒瓦は現在までに軒丸瓦8種、軒平瓦6種が知られている。これらのうち、最も初期のものは白鳳時代と考えられる。また、高句麗系統の軒丸瓦を含んでいることも注目される。⁽¹⁹⁾

他に英田町福本、⁽¹⁴⁾ 美作町湯郷池の内、⁽²⁰⁾ 津山市椿高下、同二宮大成などから古瓦が出土してい

るが、いずれも遺跡の性格は判然としない。

註

- (1) 奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡一』（奈良国立文化財研究所史料第12冊）1978
- (2) 河本 清・岡田 博「美作地方の官衙」（『仏教芸術124号』所載）1979
- (3) 岡山県教育委員会「美作国府」（『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告6』所収）1973
- (4) 河本・岡田前掲論文
- (5) 岡山県教育委員会「宮尾遺跡」（『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告4』所収）1973、河本・岡田前掲論文
- (6) 同 上、吉田 晶「評制の成立過程」（『日本古代国家成立史論』所収）1973、山中敏史「古代郡衙遺跡の再検討—郡衙の成立期を中心として—」（『日本史研究161』所載）1976
- (7) 岡山県教育委員会「勝間田遺跡緊急発掘調査概要」（『岡山県埋蔵文化財報告4』所収）1974
- (8) 河本・岡田前掲論文
- (9) 岡山県教育委員会「平遺跡」（『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告8』所収）1975
- (10) 岡山県教育委員会「高本遺跡」（『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告8』所収）1975
- (11) 永山卯三郎『岡山県通史』（岡山県）1930、P.109 など
- (12) 岡山県教育委員会『高屋B散布地・福田A・B散布地』1981
- (13) 津山市教育委員会『美作国分寺跡発掘調査報告』1980
- (14) 岡山県教育委員会『檜原廃寺跡緊急発掘調査概報』1976、P.23
- (15) 岡山県教育委員会『大海廃寺緊急発掘調査報告書』1978、同『大海廃寺緊急発掘調査報告Ⅱ』1979
- (16) 永山卯三郎『岡山県史蹟名勝天然記念物調査報告第6冊』1926、P.63~64
- (17) 註(14)P.21、註(16)P.73~74、岡山県教育委員会『岡山県埋蔵文化財報告9』1979、P.50~54
- (18) 岡山県教育委員会「久米廃寺」（『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告4』所収）1973、同「久米廃寺（補遺編）」（『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告24』所収）1978
- (19) 久世町史編集委員会『久世町史』1978、P.90~107
- (20) 湯郷高校郷土史研究会「湯郷池の内から布目瓦が出た」（『私たちの考古学1号』所載）
- (21) 岡山県教育委員会「二宮大成遺跡」（『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告6』所収）1973

II 調査の経過

1. 調査に至る経過

美作国分尼寺跡には、現在人神にんじんの小字名が遺存しているのみで、顯著な地物をとどめない。1913年、矢吹金一郎はこの人神の地名を国分尼寺の転訛と考えた。⁽¹⁾ 1926年、永山卯三郎はこの説をさらに発展させ、具体的な寺域を想定した。すなわち、日上字人神と国分寺字古池との境界となっている鉤の手に曲る用水路の南及び東に接して、幅9～13mの一段高い帯状の田畠があり (Fig.4-A・B)、それと南のさらに一段高い台地との間に東西約150m、南北約100mの水田があることに着目し、その帶状の田畠の部分をかつての堤、その内側の水田部分を用水池と解し、奈良時代の寺院が用水池となる例が多いことを根拠に、小字古池の水田を国分尼寺跡に比定した。さらに、その東南の台地に塔ノ窪の小字が遺存するところから、それを尼寺の塔の遺址と解した。従って、おそらく永山は小字古池を中心として、その南の一段高い台地の北辺をも含むほぼ1町半程度の寺域を想定していたのだろう。⁽²⁾ その後、尼寺についての具体的な研究のないまま最近に至った。

ところが、1980年に津山市産業部から小字古池の水田を対象とする構造改善計画が協議された。しかし、従来の研究成果では国分尼寺跡が非常に漠然としており、現状ではその保存策を講ずることが困難であったので、1981年初頭に確認調査を実施することとした。

2. 調査経過

発掘調査は1981年から82年にかけて3次にわたって実施した。津山市教育委員会（教育長福島祐一）が主体者となり、社会教育課主事 湊 哲夫を発掘担当者とした。調査に際しては、奈良国立文化財研究所 田中 琢埋蔵文化財センター長（第1次～第3次）、岡山県文化財保護審議会 鎌木義昌、近藤義郎、水内昌康の各委員（第2次）、岡山県教育庁文化課埋蔵文化財係 河本 清係長（第1次～3次）の指導を受けた。また、調査補助員として国貞圭也（第1次・第3次）、光延稻造（第1次・第2次）、村瀬 隆（第3次）の助力を得た。次に各次ごとの調査状況を記しておく。

第1次調査　調査期間1981年1月19日～4月11日。調査面積205m²。永山卯三郎想定の国分尼寺域である小字古池を対象として第1～第9の9箇所のトレンチを設定した。調査の結果、第2トレンチで礎石落としひみ穴SX01、第5トレンチで中世の土坑群と瓦溜りを検出し、付近に礎石建ち瓦葺の建物のあることを予想させた。また、第9トレンチの北辺から南の地山が約

50cm低くなり、そのまま第3・第4・第6・第7・第8の各トレンチに続いている状況を確認し、この一段下がる部分は国分尼寺の南限外であろうと推定した。しかし、第1次調査の成果のみで先の構造改善事業に対応するにはなお不十分と判断されたので、工事を翌年度に延期させ、さらに第2次調査を実施することとした。

第2次調査 調査期間1981年11月4日～12月28日。調査面積327m²。第2次調査では第1次調査の成果をさらに追求するため、小字古池に第11～第16・第18の7トレンチを設定した。その結果、第16トレンチで中世整地層の下層に地山の凸凹があり、その凹部に大量の瓦が堆積している状況を確認し、この凸部分を建物基壇の痕跡と推定した。また、第12～第14の各トレンチでは第1次調査で確認した地形の一段落ちる状況を追認した。さらに第2次調査の段階では、小字人神の地に新たに防火用水槽と車庫の建設が計画されていたため、前者の地に第20ト

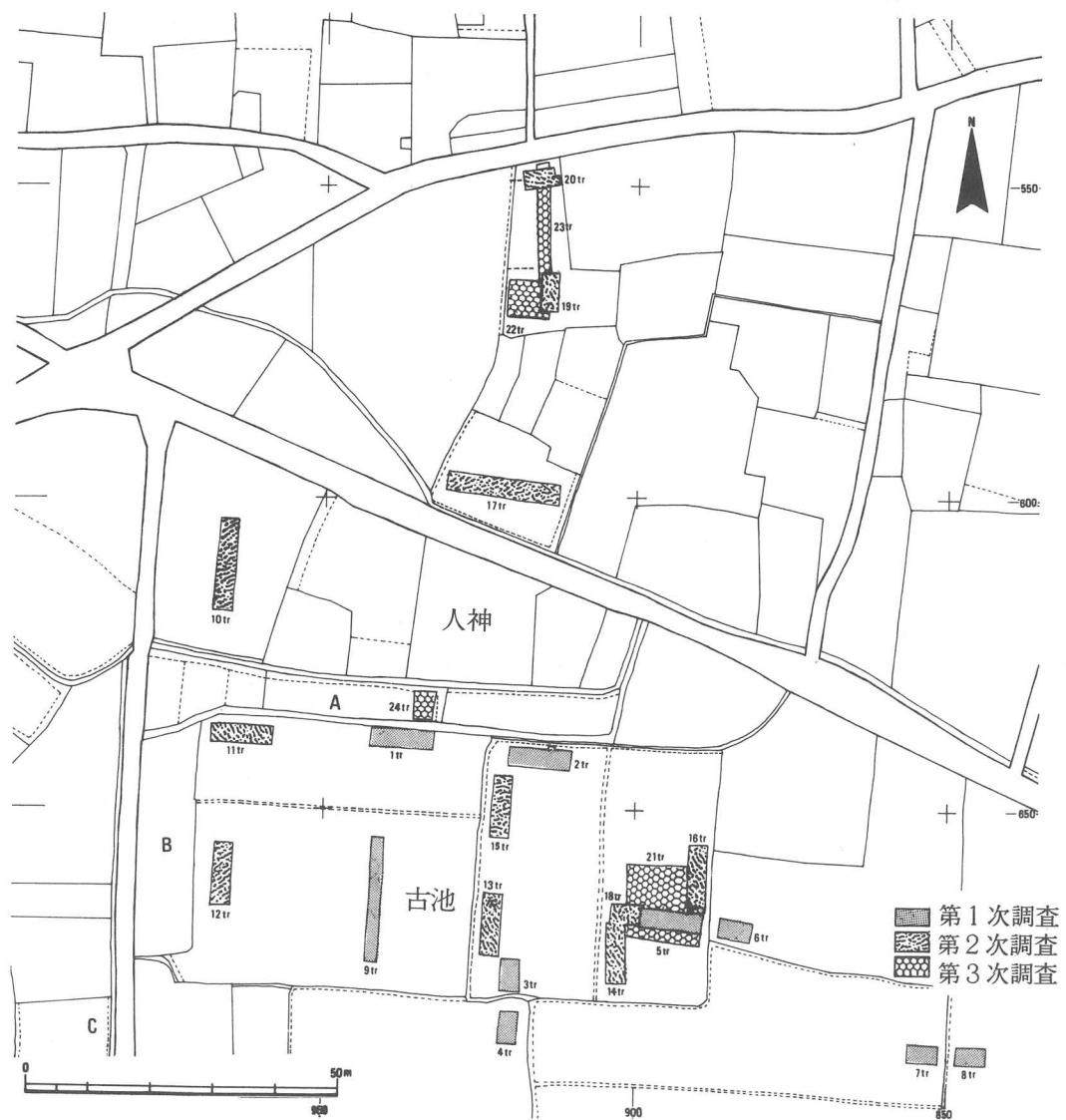


Fig.4 発掘経過区分図

レンチ、後者の地に第17トレンチ、両者の間に第19トレンチを設定した。また、県道を隔てた南の水田にも試みに第10トレンチを設定してみた。その結果、第19トレンチでSB40、第20トレンチでSB45を検出した。これらの建物はほぼ真北方位をとっているところから、国分尼寺の遺構と判断された。但しこの時点ではSB45のBを柱抜取穴と解釈したため、A・Bの関係がよく理解できなかった。このように第2次調査に至って、初めて国分尼寺の遺構が検出されたが、なおそれらの規模や性格については未確認であったので、さらに構造改善工事を1年延期させ、第3次調査を行うこととした。なお、第20トレンチでSB45が検出されたため、防火水槽の建設は別の場所に振り替えさせた。

第3次調査 発掘期間1982年4月26日～7月5日。調査面積236m²。第3次調査では、先に検出したSB45・SB40と「基壇状遺構」の性格を究明することを目的とし、第21～第23トレンチを設定した。その結果、第23トレンチで柱穴5箇所を新たに検出し、SB45が南北5間で、当初の掘立柱を後に礎石建ちに代替していることを確認した。また、SB40は総柱の小規模な建物であり、それに重複して東西堀SA60があることを確認した。これらの建物はさらに西ないし南に続いていると推測されたが、そこには道路や宅地があって、これ以上の追求ができなかった。さらに、第21トレンチでは先に想定した「基壇状遺構」は基壇の痕跡ではなく、単なる瓦の投棄場所であることが判明した。従って、第21トレンチは寺域外と思われ、その西北の東西に細長い田畠が寺域南限ではないかと想定されたので、その部分に第24トレンチを設定したが、弥生時代の柱穴群を検出したのみで、良好な結果は得られなかった。

以上3次にわたる調査により、寺域南限がある程度推測され、小字古池の水田がほぼ寺域外であろうと推定された。また、小字古池の水田に進入路がなく、耕作機械の運搬などに難渋し、この面からも構造改善工事を熱望している住民の要望をも鑑み、土木工事そのものは認めることとした。しかし、寺域南限の想定が必ずしも確定的でないこと、小字古池の地区に中世の遺構が多数存在すること、またその部分に国分尼寺の瓦が多量に投棄されていることを考慮し、工事にあたっては、基本的に削平レベルを中世整地層の検出された地表下40cm以内にとどめることとし、小字古池地区の構造改善工事を施行させることとした。

註

- (1) 矢吹金一郎校訂『新訂作陽誌』五 P.164～165 1913
- (2) 永山卯三郎『岡山県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第6冊 P.70～72 1926

IV 遺構

発掘調査により検出された遺構は、掘立柱建物2棟、礎石建物1棟、塀1条、礎石落とし込み穴1ヵ所、土坑多数などである。以下、種別ごとに解説する。

1. 建物 (PL. 3・4・16・17)

S B 45A (PL. 3) 第20及び第23トレンチの黄褐色微砂質土（地山）面上で検出した掘立柱建物。南北5間(13.5m)、東西1間分確認した。建物はさらに西に延びると考えられるが、今回は東側柱列と北側柱の東第2柱穴を検出した。柱間は南北が2.7m(9尺)等間で、東西は判然としないが、やはり2.7m前後であろう。南北柱筋は真北に対して北で30分程度西偏する。柱掘形は径70~80cmの隅丸方形を呈す。現状での深さは25~40cmである。S B 45Bを築成する際、すべて西方向から柱を抜き取っている。北第2柱穴で抜き取りの際の柱痕跡をわずかに確認した。それによれば柱の直径は35cm程度と推測される。埋土は黒褐色粘質土で、弥生土器・須恵器・土師器・瓦を含む。

S B 45B (PL. 3) S B 45Aを抜き取って建て替えられた礎石建物。建物規模はS B 45Aと全く同じであるが、柱位置をすべて60cm西へ移動させている。礎石はすべて抜き取られており、その根固め石が若干残存している。礎石据え付けのための穴は径60~90cmの丸味の強い方形で、検出面からの深さは30~45cmである。北第2~6柱穴の北半部を未掘とした。礎石据え付けの順序は次のとおりである。まず最初にS B 45Aの柱を抜き取り、そのまま続けて礎石据え付けのための穴を掘り溝める。その穴に黄褐色粘質土と黒褐色粘質土を混合して、固くつき固める。その後、すり鉢状の据付穴を掘り、20×30cm程の根固め石を敷いて礎石を置く。黄褐色粘質土と黒褐色粘質土の混合土中からは弥生土器・須恵器などが出土し、礎石抜き取り穴からは瓦が多数出土した。

S B 40 (PL. 4) 第19及び第22トレンチの黄褐色微砂質土（地山）面上で検出した掘立柱建物。東西2間分、南北3間分を検出したが、さらに西と南に延びる可能性もある。すべての柱筋に柱をおく総柱建物である。柱間は東西1.95m、南北1.5~1.7mで南北がやや不揃いである。北側柱がS B 45A・B南側柱の南3.5mにあり、かつS B 45B東側柱列と東側柱列を揃える。柱掘形は方80cm程の隅丸方形である。柱穴は大部分削平されており、現状での深さは5~30cmである。柱はほとんど抜き取られているが、北側柱の東第3柱穴で柱痕跡の基底部を確認した。それによると柱の直径は30cm程度と推測される。柱穴埋土は黒色粘質土ないし黄褐色粘質土で、抜取穴から瓦が出土した。

SA60 (PL. 4) SB40に重複する東西方向の堀。3間分検出したが、さらに西と東に延びる可能性がある。SB40との新旧関係は不明であるが、中世の土坑SK29によって切られている。軸線はほぼ真東西方向をとる。柱間は2.3~2.6mで多少のばらつきがある。柱掘形は径50~85cmの円ないし楕円形で、現状での深さは35~40cmである。西から1・2番目の柱は抜き取られているが、東から2番目の柱穴で柱痕跡をわずかに確認した。それによると、柱直径は25cm程度と推測される。掘形埋土は黒褐色粘質土で、抜取穴からは瓦が出土した。

2. 磐石落とし込み穴 SX01 (PL. 18-1, Fig. 5)

第2トレンチで検出された磐石を落とし込んだ穴、土坑は径1.8m程の不整円形で、深さ約50cm。磐石はこの土坑の西南よりに落とし込まれていた。自然石の上面のみを粗く加工したもので、柱座や柄等の施設はない。長さ115cm、幅94cm、厚さ52cmを測る。全面に火をうけている。土坑埋没土は暗褐色粘質土で多量を瓦を含んでいる。

3. 土 坑 (PL. 3 ~ 5 · 18-2 · 3)

第3・5・9・13・14・16・18~23の各トレンチで多数の土坑を検出した。これらは大部分中世に属するもので、かつ第21トレンチ付近に集中している。以下、北から順に個々の遺構について概要を記す。

SK33 第20トレンチの地山面で検出された土坑。プランは楕円形で、南3分の1程は調査区外にあるが、1.3×0.9m程と推定される。すり鉢状を呈し、深さは30cmである。埋没土から瓦が多数出土した。

SK36 同じく第20トレンチの地山面で検出された楕円形の土坑。長径1.0m、短径0.5m、深さ40cmのすり鉢状を呈する。埋没土から瓦・土師質土器が多数出土した。

SK77 第23トレンチの地山面で検出された土坑。東半部は調査区外にある。SB45Aと切り合い関係にあり、それより新しい。南北約1.3m、深さ30cmを測る。埋没土から古墳時代の須恵器・瓦・土師質土器が出土した。

SK76 第23トレンチの地山面で検出した土坑。長径70cm、短径40cm、深さ

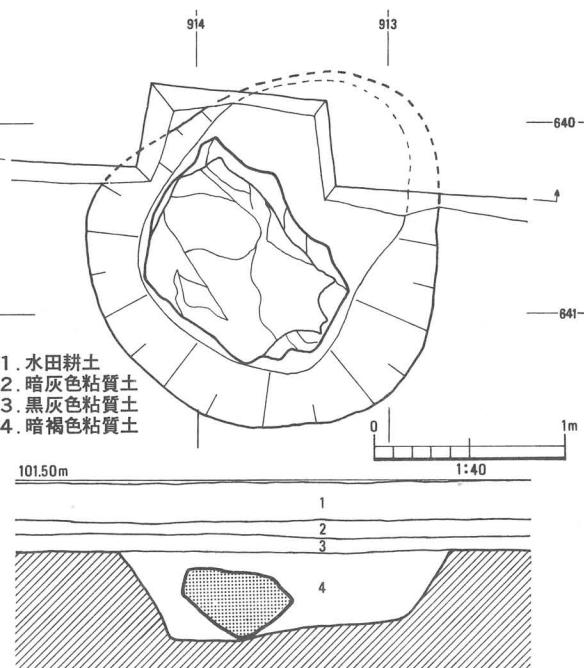


Fig. 5 磐石落とし込み穴 SX01

20cmを測る。埋没土から須恵器1点、瓦若干が出土した。

S K29 第19トレンチの地山面で検出された不整形の土坑。S A60と重複する。南北1.7m、東西1.2m、深さ17cmを測る。埋没土から弥生土器・土師質土器と多量の瓦が出土した。

S K12 第9トレンチの第4層黒灰色粘質土上面で検出された土坑。西半部は調査区外にある。南北2.8m、深さ70cmを測る。埋没土から若干の土師質土器と多くの瓦が出土した。

S K13 第9トレンチの地山上面で検出された円形の土坑。東半部は調査区外にある。南北1.5m、深さ40cmを測る。埋没土から若干の瓦が出土した。

S K14・15 第9トレンチの地山上面で検出された土坑。どちらも全体の4分の1程を確認しただけである。深さはSK14が40cm、SK15が60cm。SK14から弥生土器が出土した。

S K17~20 第13トレンチで検出された円形の土坑。径70~100cm、深さ10~20cmを測る。SK18及び19の埋没土から弥生土器が出土した。

S K16 第13トレンチの第6層青灰色粘土上面で検出された土坑。西北部を確認したのみである。深さは35cmである。埋没土から若干の瓦と多数の木片が出土した。

S K02 第3トレンチの第4層青灰色粘質土上面で検出された土坑。北半部は調査区外にある。東西2.2m、深さ30cm。埋没土から若干の土師質土器と多数の瓦が出土した。

S K49 第16トレンチで検出された隅丸方形の土坑。一辺約50cmである。遺物を含まない。

S K24 第16トレンチの第4層暗黄褐色粘質土上面で検出された土坑。西端の一部を確認したのみである。現状での南北長1.8m、深さ35cmを測る。埋没土から若干の瓦が出土した。

S K23 第16・21トレンチの第4層黄褐色粘質土上面で検出された土坑。東半部は調査区外にある。現状での南北2.5m、深さ60cm、埋没土から軒瓦を含む多量の瓦が出土した。

S K56 第21トレンチの第4層灰色粘質土上面で検出された円形の土坑。SK21と重複し、それより古い。径1.9m、深さ50cm。埋没土から奈良時代の須恵器杯と多数の瓦が出土した。

S K21 第21トレンチ第4層で検出された円形の土坑。径1.5m、深さ50cmを測る。SK22と切り合うが先後関係は不明である。底から完形の土師質土器鍋1個体が出土した。埋没する過程で瓦、勝間田焼とともに30×40cm程の河原石が多数投棄されていた。

S K22 第16トレンチ第4層で検出された土坑。SK21・57と切り合うがいずれも先後関係は不明である。深さ45cm、埋没土から若干の瓦が出土した。

S K57 第21トレンチ第4層で検出された土坑。南半部の第5トレンチでは発掘ミスのため検出できなかった。東西2.7m、深さ60cm、埋没土から瓦が出土した。

S K85・86 第5ないし21トレンチ第4層黄褐色粘質土上面で検出された土坑。深さはSK86が55cm、SK85は50cm以上で、底まで完掘しなかった。遺物は出土しなかった。

S K88 第21トレンチ第7層暗青灰色粘質土上面で検出された隅丸方形の土坑。一辺1.0m、深さ20cmを測る。内部から遺物は出土しなかった。

SK 03・06～11・59 第5ないし21トレンチ第4層で検出した円形の土坑。複雑に重複するが、切り合い関係はすべて明確にできなかった。径1.0～1.4m、深さ30～60cmを測る。SK 03から備前焼と多くの瓦、SK 10から若干の瓦、SK 59から土師器が出土した。

SK 04 第5トレンチ第4層で検出された橢円形の土坑。長径2.1m、短径1.3m、深さ50cmを測る。埋没土から少量の弥生土器、土師質土器と多数の瓦が出土した。

SK 58・84 第21トレンチ第4層で検出された土坑。いずれも南半部が調査区外にある。SK 58が東西2.6m、深さ50cm。SK 84が東西2.3mで内部は未掘。SK 58から瓦が出土した。

SK 26・27・46 第18トレンチ第4層黄褐色粘質土上面で検出された土坑。いずれも西半部は検出しえなかった。SK 26と46、SK 27と28が切り合っているが、先後関係は不明である。深さは45～50cm。SK 26と27から若干の瓦が出土した。

SK 28 第18および第21トレンチで検出された土坑。第14トレンチにも及んでいると思われるが、そこでは検出しえなかった。現状での南北長は2.5m、深さ50cmを測る。埋没土から奈良時代の須恵器1点と若干の瓦が出土した。

SK 44 第14トレンチ第4層黄灰色粘質土上面で検出された大型の土坑。東西端は調査区外にある。南北4.0m、深さ90cmを測る。

SK 39・41～43 第14トレンチ第4層で検出された円形の土坑。全体のプランを確認したものはない。現状での南北長はSK 42が2.3m、SK 43が2.2m。深さ80cm～90cm。

以上のうち、土坑の集中する第5・14・16・18・21トレンチの第4層黄褐色粘質土（ところで、灰色粘質土となる）は、土師質土器と瓦を多量に含む整地土であり、この層で検出された土坑や埋没土に土師質土器を含む土坑SK 36・77・29・12・02・24・23・56・21・22・57・85・86・03・06～11・59・04・58・84・26・27・46・28・44・39・41～43は中世に形成ないし埋没したものと考えられる。これらの土坑や包含層から出土した土師質土器は、PL. 12～14・15を典型とするもので、V-2で検討するようにほぼ鎌倉時代ないし室町時代初頭と推定される。従って、これらの土坑の年代もほぼその頃と考えてよいだろう。SK 14・15・17～20は、中世整地層の下層の地山面で検出されたものであり、かつ埋没土に弥生土器のみを含むところから、弥生時代の年代が与えられよう。また、SK 33・76・13・16は内部に瓦を含んでいることから、国分尼寺創建以降であることはまちがいないが、具体的な年代を判別することはできない。これ以外のSK 49・88については時期不明である。

4. その他 (PL. 5、Fig. 6)

以上その他に、溝、柱穴群、暗渠状遺構が検出された。

SD 37 第13トレンチ地山面で検出された東南方向の溝。幅約2.0m、深さ5cm。砂が堆積していた。出土遺物がなく、時期不明である。

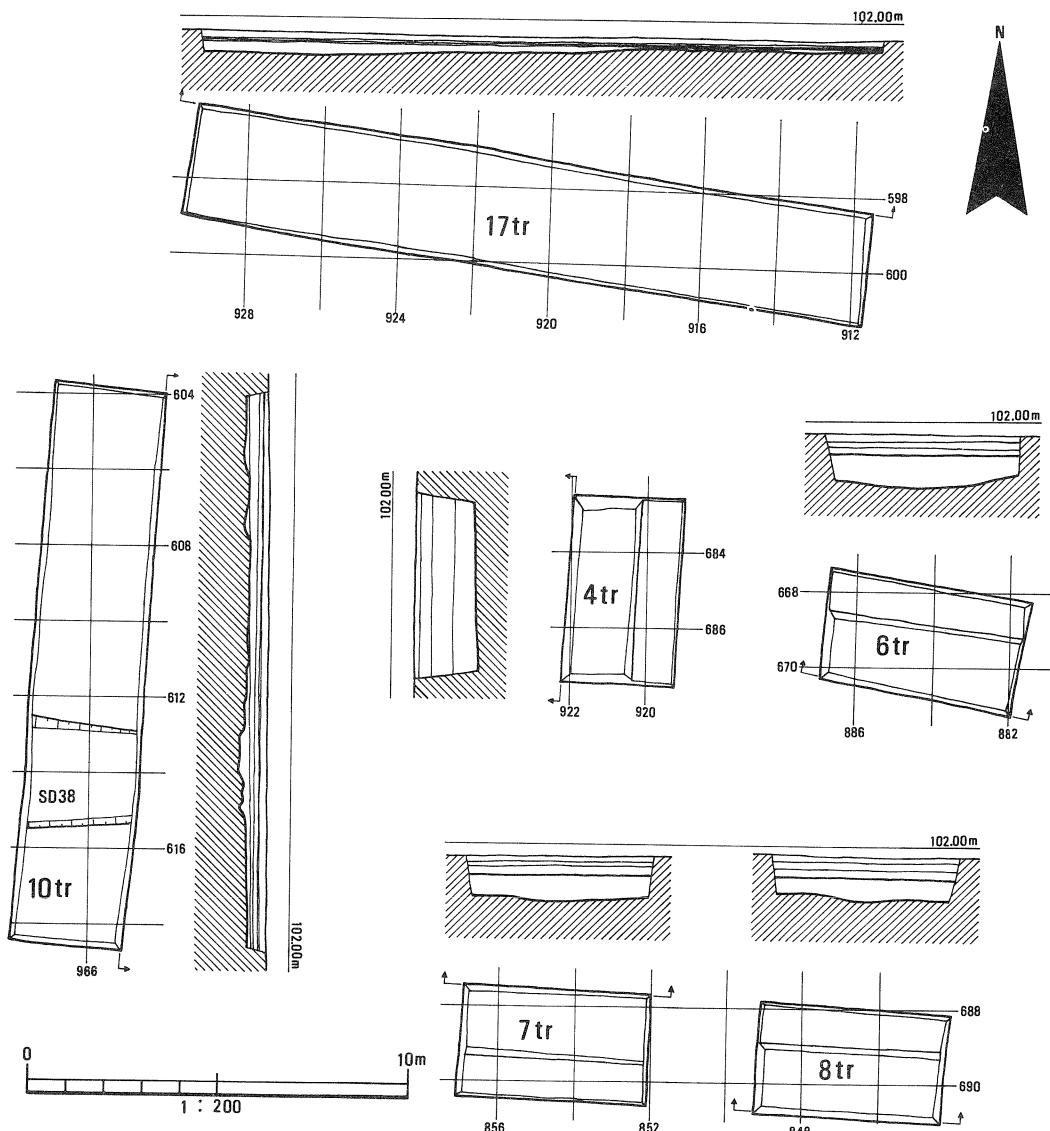


Fig. 6 第4・6～8・10・17トレンチ

SD 38 第10トレンチ地山面で検出された東西方方向の溝。幅2.5~3.0m、深さ約20cm。底面は凹凸が著しい。埋没土は黒色粘質土で、遺物は出土しなかった。

SD 48 第16トレンチ地山面で検出された東西方方向の溝。幅1.5~2.3m、深さ10cm。砂が堆積する。遺物は出土しなかった。

S X 83 第24トレンチ地山面で検出された柱穴群。12ヵ所確認した。径20~50cm、深さ25~45cm。現状では、建物としてまとまらない。このうちの1柱穴から弥生土器壺が出土した。また、第2層黒色微砂質土から弥生土器がまとまって出土したことをも参照すれば、S X 83は弥生時代後期のものと判断されよう。

SX05 第5トレンチ暗黄褐色粘質土上面で検出された暗渠状遺構。国分尼寺の軒瓦を転用し、幅50cm程に敷き並べる。長さ約7mである。土坑群の埋没後に形成されていることから中世以降のものと考えられる。

他に、第22トレンチで、SB40・SA60の周辺に多数の柱穴が検出されたが、現状では建物を構成しない。しかし、さらに調査区を拡張すれば、まとまりそうなものもある。

5. 小 結

以上の遺構のうち、SB45A・B、SB40、SA60が注目される。これらの柱穴埋土から出土した遺物は少量かつ細片が大部分で、遺構の時期を特定することはできないが、建物方位がほぼ真北ないし真東西をとっていることから、国分尼寺に直接関連する建物と判断してさしつかえない。このうち、SB40の東側柱列とSB45Bの東側柱列が柱筋をそろえていることからSB40はSB45の造替に関連して造られた建物と推定される。現状で南北3間、東西2間分検出したが、さらに南と西に延びると仮定しても、総柱建物であることからして大型の建物を想定することは無理であろう。これに対し、SB45は南北13.5mとやや大型の建物である。これについては、東側柱列と北側柱の東から2箇所の柱位置を確認したのみで、西側にどこまで延びるのか明確にしえなかつた。もし、これが東西棟建物と仮定すれば、桁行6間以上、梁行5間の大型建物となり、尼房などに比定することも可能となる。しかし、もし尼房とすれば、SB45が礎石建ちに造替された時期に、その前面に接するように総柱の建物が建てられていることが理解困難となる。従って、SB45はむしろ南北棟建物であり、雑舎的性格のものと想定する方が無難のようである。いずれにしても、現状では確言することは困難であり、その最終的判断は、今後の調査機会を待ちたい。

今回の調査では、第5トレンチを中心に多数の中世土坑が検出された。現在、小字吉池の水田となっている南調査区のうち、第12・9トレンチの北辺から南の地山が約50cm下降しておりその部分に中世の整地層が施されている。これは、第13・3・4・18・14・21・16・5・6・7・8の各トレンチにも及ぶ広範囲な整地である。土坑群はこの整地面に造られている。またこのような土坑は、第19・20・23トレンチにも及んでおり、かつその上層に中世の顯著な包含層を有している。これらの土坑の性格は明らかにできないが、国分尼寺廃絶後、旧寺域が民衆の生活に利用されていることを示すものであろう。

V 遺 物

3次に及ぶ発掘調査により出土した遺物は、瓦・塼・須恵器・土師器・土師質土器・弥生土器などである。これらの遺物は、中世の土坑から、瓦や土師質土器などがまとまって出土した以外は、大部分耕土・床土から地山面までの間の堆積土中より出土した。以下、瓦塼・土器の順序で記述する。

1. 瓦 塼

瓦塼は軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・面戸瓦・塼が出土した。軒瓦は165個体出土したが、相互に近接する5・6・14・16・18・21の各トレンチの出土合計で全体の79%を占める。丸、平瓦は麻袋196袋、破片数にして約3万点が出土した。このうち、完形品と大型の破片の中から、丸瓦71個体、平瓦89個体を抽出して検討を加えた。⁽¹⁾ なお、軒瓦のトレンチごとの型式別個体数は、Tab.1に記した。

A 軒丸瓦 (PL. 6・19・22、Fig. 7)

76個体出土した。3型式5種にわかれれる。

I型式 複弁8弁蓮華文。中房は大型で低く、内部の1+8の蓮子はすべて間弁の延長線上におかれれる。蓮弁は高く隆起した子葉をもつ複弁と間弁からなり、それらの基部は中房をとりまく圈線に接する。外区内縁は2重の圈線がめぐり、外縁は内傾し、上面に平坦部をつくる。傾斜部には外向凸鋸歯文を配する。A・B2種に細分される。A (PL. 6-1) は間弁がY字形を呈する。平城宮6225型式と近似する。美作国府跡例・国分寺跡I-aと同範である。B (PL. 6-4) は蓮子が小型で間弁と弁間の界線が楔形状となる。Bには蓮弁先端部と内外区を画する圈線との間に小さい范傷痕がある (PL. 24-5)。美作国分寺跡I-b・平遺跡2Bと同範である。

瓦当部と丸瓦部との接合は瓦当裏面に溝を掘り、その部位に丸瓦を差し込み、さらにその上下に厚く粘土をおいて行う (PL. 6-4)。接合線は円弧状と台形状の中間形態を呈する (PL. 22-4)。瓦当部の側面と裏面下半は横方向のヘラ削りが施される。丸瓦部凸面は多く縦方向にヘラ削りされるが、少數、全面もしくは玉縁部付近のみをなでて調整する例もある。玉縁部は横方向になで調整される。凹面は布圧痕が認められるが、瓦当部付近は接合の際のたて方向のなでや指頭圧痕によりすり消される (PL. 22-3)。Bに少數ではあるが、瓦当部付近にヘラ削りを施す例がある。胎土は粗い白色砂粒を多く含み、色調は大部分黒褐色、一部淡灰色、軟質に焼成される。

(単位：個)

型式 トレンチ	軒 丸 瓦							軒 平 瓦											
	I-A	I-B	II-A	II-B	III	不明	小計	I-A	I-B	I-C	I-E	I-F	II-A	II-B	II-C	III	IV	不明	小計
1							0											1	1
2							0												0
3							0											1	1
4																			0
5	8	8		1	1	4	22	13	7							3	1	5	29
6		1					1								1				1
7							0												0
8							0												0
9		1	1			2	4	1											1
10							0												0
11							0	1							1		1	3	
12							0												0
13		4	1			5		2										1	3
14		1			1	2		1	1	1								3	6
15						0													0
16		5			1	6	6	7		1	1	2					4	21	
17							0												0
18	3		1			4	2											1	3
19		1	1			3	5												0
20							0												0
21	3	10	2		1	4	20	10	4							1			15
22			2	1			3											2	2
23	2	1				1	4											1	1
24							0		1									1	2
合計	16	32	8	2	2	16	76	33	22	1	2	1	2	1	1	4	1	21	89
地率 (%)	21	42	11	2.5	2.5	21	100	37	25	1	2	1	2	1	1	5	1	24	100

Tab. 1 軒瓦の型式別個体数

Aが16個体、Bが32個体出土した。

II型式 単弁16弁蓮華文。中房内に1+8の蓮子をおき、蓮弁中には彫りの浅い支葉をもち、その基部は中房をとりまく圈線に接する。外区は1重ないし2重の圈線がめぐり、外縁は内傾し、上面に平坦部をつくる。外縁傾斜部は素文である。A・B2種がある。A(PL. 6-6)は中房が大きく、弁幅が広く先端が丸い。弁の先端は蓮弁をとりまく圈線に接する。国分寺跡例には瓦当部側面に瓦缶の痕跡が残るものがあり、瓦缶が外縁の外側までかぶるものと思われる。これは木村捷三郎氏の分類のA型にあたる。⁽²⁾ 外区外縁の外側にさらに狭い平坦部をもつ例が少数あるが、これは粘土型の直径が瓦缶よりも大きい場合に生ずるものである。⁽³⁾ 美作国府跡例・国分寺跡II-aと同範である。B(Fig. 7-1)は中房が小さく、弁が細くかつ先端がやや尖りぎみとなる。弁間は弁よりも隆起し、小さい楔形状の凹みをつくるのみで、Aにみられるような蓮弁をとりまく圈線は消失する。外縁は高く突出し、その外側に狭い平坦部をもつ。美作国府跡例・国分寺跡II-b・久米廃寺IVと同範である。

瓦当部と丸瓦部との接合は、Iと同じである。接合粘土はIよりやや薄く、接合線は円弧状に近い(PL. 22-5)。瓦当部の厚さも概してIより薄い。丸瓦部凸面は縦方向のヘラ削り、四面瓦当部付近はなで調整が施される。胎土は粗い白色砂粒を多く含み、色調は黒褐色ないし赤褐色、軟質に焼成される。

Aが8個体、Bが2個体出土した。

III型式(Fig. 7-2)

素弁8弁蓮華文。2個体出土した。どちらも少破片のため全体の文様はわからないが、美作国分寺跡IIIと同範と考えられることから文様が復元できる。蓮弁は4葉ずつ上下2重に重なる。その弁は大型で丸く、中に支葉をもたない。先端に反転を表わす楔形状の隆起がある。外区内縁は2重の圈線がめぐり、外

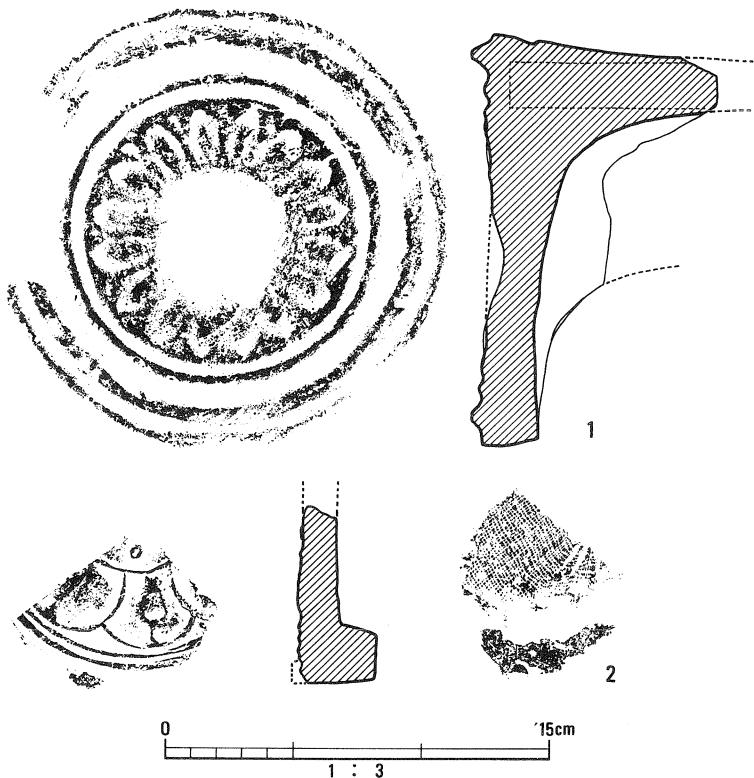


Fig. 7 軒丸瓦II-B・III

(単位:mm)

型式	直徑	内 区					外 区					全長	玉縁長	備考			
		中房径	蓮子数	弁区径	弁幅	弁数	内縁		外縁								
							幅	文様	幅	高	文様						
I-A	160	56	1+8	116	24	F 8	22	K	16	5	R V 32	415	45	R Vの数は復元			
I-B	160	57	1+8	116	24	F 8	22	K	16	5	R V 32			同上			
II-A	160	60	1+8	106	18	T16	27	9	K	18	6	/					
II-B	171		1+8	121	15	T16	25	/	/	8	/			蓮子数は復元			
III							19	4	K	15	3	/					

Tab. 2 軒丸瓦計測表(F 複弁、T 単弁、K 圏線、RV 凸鋸歯文)

縁は素文で直立する。国分寺跡例を参照すれば、外縁の幅と高さは個体によって異なるところから、瓦范は外区内縁までしかない先の木村氏のいうC型に属することが知られる。瓦当裏面にも布压痕が付着しており、一本作り技法によるものと考えられる。丸瓦部凸面はヘラ削りが施される。胎土は粗い白色砂粒を多く含む。1個体は色調灰色で焼成堅緻、他は赤褐色でやや硬質である。

軒丸瓦の各型式ごとの計測値は Tab. 2 のとおりである。

B 軒平瓦 (PL. 7・8・20・21・23、Fig. 8)

89個体出土した。4型式10種がある。

I型式 均整唐草文。内区には中心飾りの左右に3単位ずつの唐草文を配し、外区には2重の弧線をめぐらす。平城宮6663型式と同型式である。A・B・C・E・F 5種ある。A (PL. 7-1) は花頭基部が上界線に接し、中心葉が花頭端部に接しない。すべてに左側の中心葉と花頭端部との間に小さな範傷がある (PL. 24-3)。また、少数、左右両端に範割れ痕が認められるものがある (Fig. 24-1)。美作国府跡・国分寺跡I-aと同范である。B (PL. 7-2) は中心葉が花頭端部に接する。すべての個体の左第2単位第2支葉の上の外区に大きな範傷がある。美作国分寺跡I-b、平遺跡7Dと同范である。C (PL. 8-4) は小破片であるが、美作国分寺跡I-cと同范と推測される。A・Bに比し線が雑である。E (PL. 8-1) は花頭基部が上界線に接しない。右第3単位主葉と第2支葉との間にさらに支葉がある。美作国分寺跡例は瓦当面の反りが小さいため、瓦范左右両端の文様を欠く例が多いが、これは反りが大きいので瓦范文様の全体がわかる。美作国府跡・国分寺跡I-e・久米廃寺IVと同范である。F (PL. 8-2) は中心飾りが大きく、各単位基部が上・下界線に接する。また、各単位第2支葉が内側に巻き込む。左右両端に第4単位の一部がみられる。平城宮6663D⁽⁴⁾にやや近似する。⁽⁵⁾ 美作国分寺跡に同種のものがある。

Aは曲線類である。瓦当部と平瓦部の接合の方法はよくわからない。凹面には細かい布の圧

痕が付く。瓦当部付近は接合の際加えられる横ないし斜め方向のヘラ削りによりすり消される。(PL.23-1)。削りの後、なでを施す例もある。糸切りの平行弧線が認められる例もある。両側縁と狭端縁には面取りを施す。凸面叩きはすべて縄目である。接合の際、顎よりの2分の1から3分の1にかけては縦もしくは斜め方向のヘラ削り⁽⁶⁾が施され、その部分の縄目がすり消される。その際、補助的な縄叩きを施す例もある(PL.23-4)。ヘラ削りが凸面のほぼ全面に及ぶ例もある。また削りの後なでで調整する例もある。両側面・狭端面はヘラ削りの後、なでが施されるが、このなでが省略される例もある。胎土は粗い白色砂粒を多く含み、多くは色調黒褐色ないし暗灰色で焼成軟質だが、約4分の1が青灰色でやや堅い。BはAとほぼ同様の製作技法であるが、凸面叩き目が平行線のものが2個体ある。凸面顎部付近に帶状に朱が付着している例がある。胎土は粗い白色砂粒を多く含み、色調は黒褐色ないし淡灰色、焼成軟質である。Cは曲線顎と思われる。平瓦部は残存しない。粗い白色砂粒を多く含み、色調黒褐色、焼成軟質。Eは曲線顎。凹面はやや粗い布圧痕が付く。瓦当部付近は横方向のヘラ削りにより布目がすり消される。糸切りの平行弧線の認められる例もある。両側縁は面取りされる。凸面は撫りの粗い縄叩き目で、顎部よりに横方向のヘラ削りを施し、その部分の縄目をすり消す(PL.23-2)。さらに部分的になでが加えられる。両側面もヘラ削り。2個体のみの出土で、うち製作技法の観察できるものは上に記した1個体であるので、全般的な比較はできないが、美作国分寺跡I-eが段顎で縄目をすり消さないと様相を異にする。胎土は粗い白色砂粒を多く含み、色調黒褐色と赤灰色、焼成軟質。Fは段顎で、平瓦凸面に粘土を貼り付けて瓦当部をつくる。凹面にはやや粗い布圧痕と糸切り痕がある。瓦当部付近は横方向のヘラ削りが施され、側縁に近い部分は強いなでが施される。凸面は全面に側縁と平行な粗い平行叩き目が施される。顎部凸面にも縦方向と斜め方向の平行叩き目がみられる。両側面と狭端面はヘラ削りが施される。胎土は粗い白色砂粒を多く含み、色調淡褐色、焼成はやや硬質。

Aが33個体、Bが22個体、Cが1個体、Eが2個体、Fが1個体出土した。

Ⅱ型式 均整唐草文。左右両端から派生し、中央で2組の曲線文が組み合う。外区外縁の幅及び高さは個体によって一定しない。これは軒丸瓦Ⅲと同様瓦範が外区内縁までしかないことによる。A・B・C3種ある。A(PL.8-6)は中央の曲線文が左右3重ずつで、左右各3単位と推定される唐草文は主葉と2支葉からなる。上外区内縁には大粒の珠文がおかれ、下外区内縁には3重の弧線が配される。B(PL.8-5)は左半分の破片であるが、同範のFig.8-1の表採資料が瓦当文様のほぼ完存するものである。それによれば、中央の曲線文が左右各1重となり、左右各3単位の唐草文は第3単位のみが1支葉をもち、他は主葉のみとなる。上・下外区内縁には3個ずつの小粒の珠文を各3単位おき、脇区にも3個の小珠文を配する。さらにその外に2重の弧線をめぐらす。C(Fig.8-2)は右端の小破片であるが、美作国分寺跡Ⅱと同範と推定される。左右各3単位の唐草文は第2単位と第3単位が主葉と1支葉から

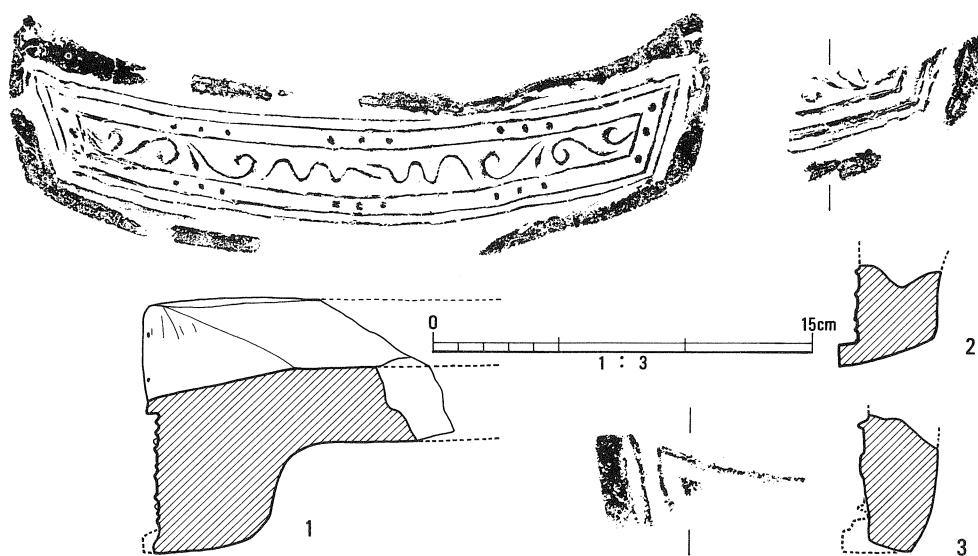


Fig. 8 軒平瓦 II-B・II-C・IV

なり、第1単位は主葉のみである。そして、この第1から第3単位までが一続きのものとなる。外区外縁は3重の弧線がめぐるが、その第1重目と第2重目の間隔が広いのはBに珠文のおかれていた痕跡であろう。

A・B・Cとも段顎。外区外縁上面にヘラ削りが施される。A・Cには平瓦部が遺存しない。Bの凹面は細かい布の圧痕が付く。四面瓦当部縁を面取りする(PL. 23-3)。Fig. 8-1の表採資料では凹面の瓦当部付近を横方向にヘラ削りする。凸面は粗いなでにより叩き目をすり消す。側面・顎部凸面はヘラ削りが施される。Aは粗い白色砂粒を少含み、色調赤褐色、焼成やや硬質。Bは粗い白色砂粒を多く含み、色調灰色、焼成堅緻。Cは粗い白色及び黒色砂粒を多く含み、色調淡灰色、焼成やや硬質である。

Aが2個体、B・Cが1個体ずつ出土した。

III型式(PL. 8-3) 均整唐草文。IIと同じく左右両端から派生するが、中央の曲線文はない。左右各3葉で支葉をもたない。II-Cと同様第1葉から第3葉までが一連である。外区は2重の弧線がめぐる。

顎は曲線顎のものと段顎のものとがある。瓦当部は平瓦凸面に粘土を貼り付けて作られる。平瓦部はI・IIより薄い。平瓦部凹面には細かい布の圧痕が付くが、瓦当部縁と側縁に面取りを施す。凸面は格子叩き目が施されるが、顎部よりの半ばがなでによりすり消される(PL. 23-5)。側面はヘラ削りが施される。胎土は粗い黑色砂粒を多く含み、色調白灰色ないし灰色、焼成やや硬質である。4個体出土した。

IV型式(Fig. 8-3) 左端の小破片のため全体の文様はわからない。上記のいずれとも異なるので仮にIV型式とした。上外区と脇区は弧線文。幅の広く高い脇区外縁は2段となる。

型 式	瓦 当 面												全 長	顎 の 形 態	備 考	
	上 弦 幅	孤 深	下 弦 幅	厚 さ	内 区 厚 さ	内 区 文 様	上 外 区 厚 さ	上 外 区 文 様	下 外 区 厚 さ	下 外 区 文 様	脇 幅	脇 区 文 様	文 様 の 深 さ			
I-A	275	75	274	50	21	KK	15	K	14	K	76	K	3	348	曲	
I-B	281	66	272	51	22	KK	15	K	14	K	65	K	3	343	曲	
I-C						KK		K		K					曲	顎の形態は推定
I-E	267	70	265	56	28	KK	13	K	13	K	71	K	2		曲	
I-F			263	63	33	KK	17	K	13	K		K	3	353	段	
II-A					16	KK		S	18	K					段	
II-B				63	18	KK	15	S	29	S					段	
II-C						KK			28	K		K	1		段	内区文様は推定
III				46	25	KK	12	K	11	K	49	K	4	305	曲	脇幅は左側
IV								K				K				

Tab. 3 軒平瓦計測表(K 孤線、KK 均整唐草文、S 珠文)

粗い白色砂粒を多く含み、燈褐色、軟質である。1個体出土した。

なお、軒平瓦の各型式ごとの計測値は Tab. 3 に記した。⁽⁸⁾

C 丸 瓦 (PL. 9・25)

少數の個体しか観察していないためか、型式分類を行いえなかった。以下概略的に述べるにとどめる。

すべて玉縁を有するものである。全長352~409mm。幅139~160mm。玉縁長28~49mm。高さ69~87mm、厚さ13~25mmを測る。

第1次成形技法は、1個体のみ粘土紐巻きつけによる例が認められる(PL. 25-3)が、他はすべて粘土板巻きつけによるものと思われる。この型式では、凹面に糸切り痕の平行弧線が認められるものが多い(PL. 25-1・5)。また一例ではあるが、凹面に粘土板の合わせ目が明瞭にみられる個体もある(PL. 25-1)。粘土を桶に巻きつけたとの第2次成形の際には、凸面を叩き板で叩くと推定されるが、現在その痕跡を全く見出すことはできない。凹面には桶周囲の布の圧痕が付く。PL. 25-4はこの際の布に穴のあいている例である。凸面調整は大部分でによるが、少數ヘラ削りのままの例もある(PL. 9-4)。但し玉縁部はすべて横方向のなで調整が施される。凸面調整の後、側面に内側から分割截線を入れて2分割する。多くの個体で、側面内側に分割截面、外側に凹凸の破面が認められる(PL. 25-2)。ところが1個体だけ内側に破面が認められる例があり(PL. 25-4)、これは側面外側から分割截線を入れ

たものであろう。両側面内縁と両端縁に面取りを施す例が多い。PL. 9—4 は側面外縁にも面取りを施す珍しい例である。

胎土は粗い白色砂粒を多く含み、色調黒褐色で焼成軟質のものが圧倒的であるが、色調灰色で焼成堅緻な例 (PL. 9—4・25—1・4) と細かい白色砂粒を少數含み、灰色で硬質に焼成される例 (PL. 25—3) も若干ある。

D 平 瓦 (PL. 10・11・26・27・28, Fig. 9・10)

第1次成形技法はほとんど粘土板巻きつけによると思われる。そこで、第2次成形の際の叩き板の種類によって次の3型式に分類した。

縄叩き目 (PL. 10) 凸面を縄巻き叩き板で叩きしめるものである。長336~349mm、広端幅258~264mm、狭端幅226~233mm、厚さ14~33mmを測る。厚さ20mm前後の薄手のものが大部分で、30mmを超える厚手のものはごく少数である (PL. 10—3)。縄目は大部分が側縁に平行に広端から狭端まで全面に通るが、端縁付近に横方向の補助的な叩きしめを加える例 (PL. 10—5・26—2) や部分的になでを施して叩き目をすり消す例 (PL. 10—4・26—1) もある。縄の幅は2~4mmである。凹面には布压痕が付着し、糸切り痕の平行弧線が認められるものが多い (PL. 10—3・26—5)。両側縁と両端縁に面取りを施す。側面と端面はヘラ削りを施す例が多い。胎土は粗い砂粒を多く含み、色調黒褐色、焼成軟質のものが多いが、灰色で硬質のものもある (PL. 26—4)。なおPL. 10—5・26—2 は灰色・硬質で胎土に白色砂粒と共に黒色砂粒をも含む。

平行叩き目 (PL. 11) 平行条線文を施した刻線叩き板で叩きしめるものである。A・B・C 3種ある。A (3) は側縁に平行な条線文を全面に施す。図示した個体は長344mm、広端幅254mm、厚さ24mmを測る。B (1・4・5) は平行条線中にX字状文や横方向の条線文を配する。厚さ17~24mm。A・B の平行条線は刻線幅2~3mm、間隔2~3mmの細かいものから、刻線幅4~5mm、間隔6~7mmの粗いものまである。凹面には布压痕が付着する。端縁ぎわに布の末端痕の認められる例がある。糸切り痕の平行弧線が認められるものもある (4)。側縁もしくは端縁のみを面取りする例が多い。側・端面はヘラ削りを施す例が多い。胎土は粗い白色砂粒を多く含み、黒褐色・軟質のものが大部分だが、灰色・硬質のものも少数ある。

C (2) は平行条線叩き板で一旦側縁に対し斜め方向に叩いた後、さらにそれと約120°の角度で交差する方向に叩くものである。凹面には細かい布压痕が認められ、側縁を面取りする。側・端面はヘラ削りを施す。胎土は細かい白色砂粒を多く含み、色調赤褐色ないし灰色、焼成堅緻である。C は平瓦89個体中3個体のみである。

格子叩き目 (Fig. 9) 格子目文を施した刻線叩き板で叩きしめるものである。A・B 2種ある。A (1・6) は正格子目文。凹面には布压痕がある。1には布のほつれがみられる。側・端縁に面取りを施す。胎土は粗い白色砂粒を多く含み、色調黒褐色ないし淡灰色、焼成軟

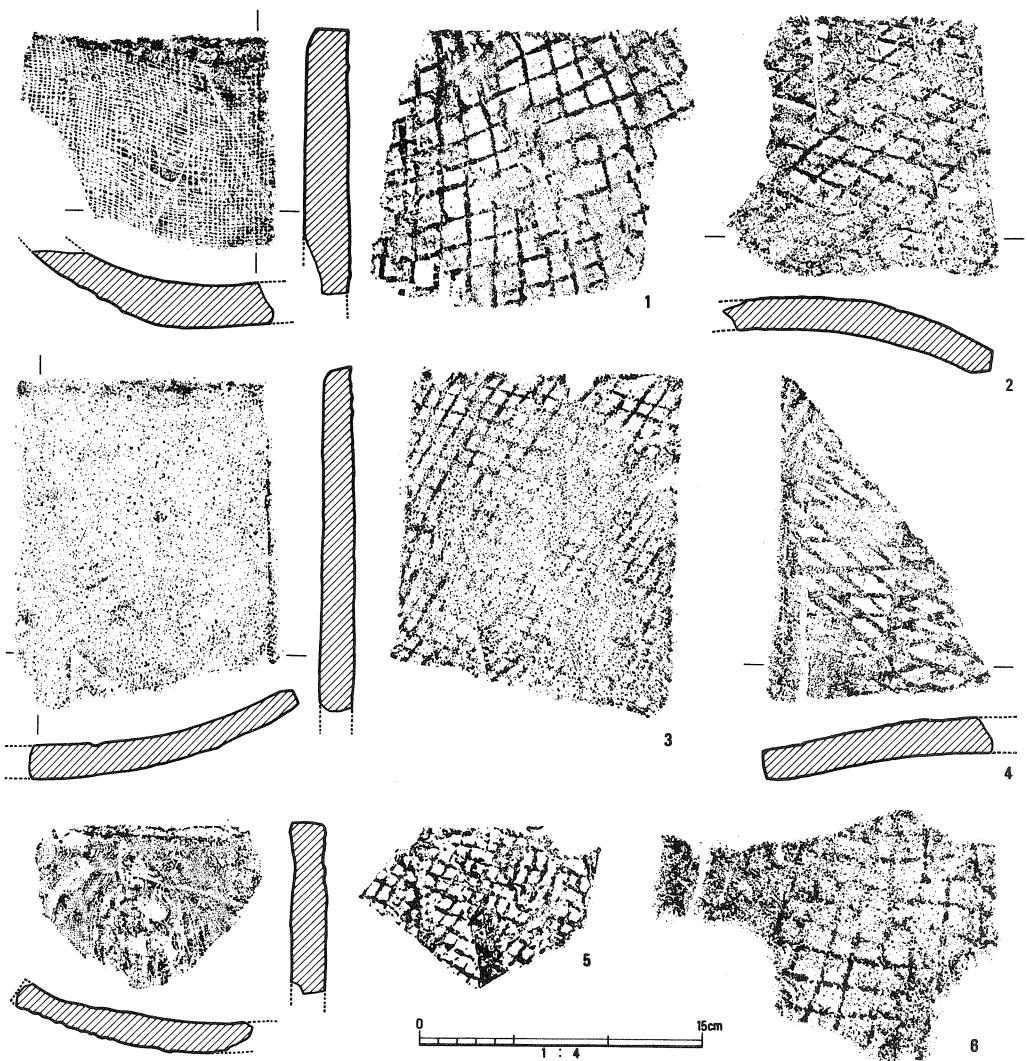


Fig. 9 平瓦（格子叩き目）

質である。B（2～5）は斜格子文で、その斜格子文の対角線長が9～27mmまで種々である。格子目をなでにより部分的にすり消す個体もある。凹面の一部にも凸面と同様の叩き目が施されている個体もある（PL. 28—1）。凹面の布目に楕円形状の穴があいている例がある（5）。第1次成形が粘土紐巻きつけによるらしいものが1個体ある。比較的よく精選された粘土を用い、灰色ないし白灰色で焼成堅緻なもの（5）と黒褐色ないし淡灰色で軟質なもの（2・3）の両者がある。

上記以外に、凸面全面になでを加え、もとの叩き目を観察できない資料がある。Fig. 10は全長266mmの小形の個体で、凹面には細かい布目が付く。狭端面のみに面取りを施す。胎土に粗い白色砂粒を多く含み、乳灰色で軟質である。第16トレンチSK23から出土した。この類のものに他に灰色で焼成堅緻なものもある。

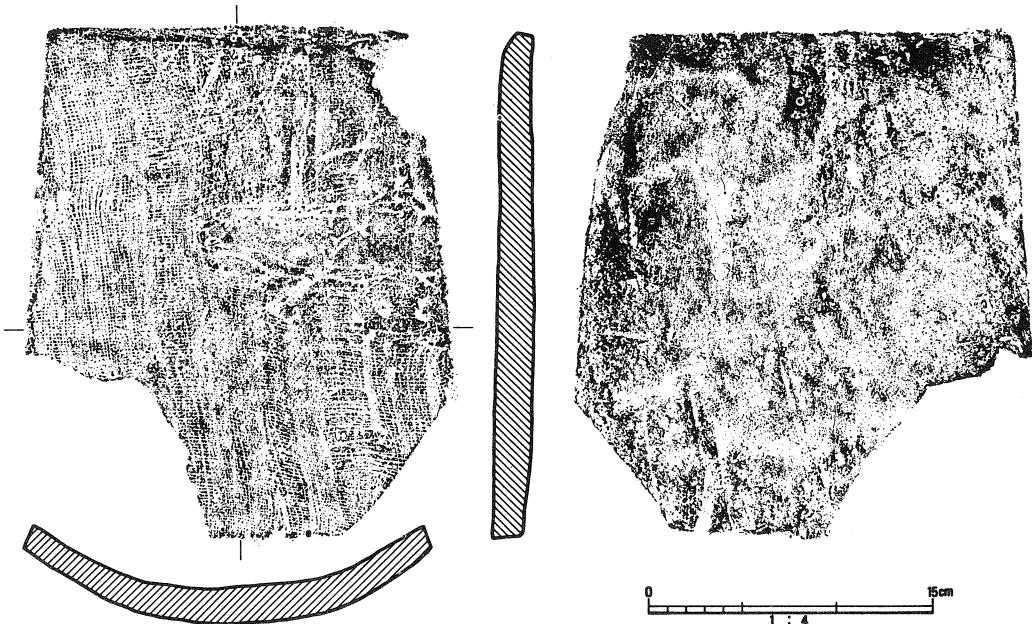


Fig. 10 平瓦

以上の平瓦では桶巻作りと判定しうるものは全くなく、すべて一枚作りと考えてさしつかえない。また、型式別では、縄叩き目と平行叩き目が出土量が多く、格子叩き目は量的に少ない傾向が窺われる。このうち、縄叩き目は奈良時代中葉の軒平瓦Ⅰ-AのすべてとⅠ-Bの大部分に施されていることから奈良時代中葉を中心とする年代が与えられ、平行叩き目はⅠ-Bの一部とⅠ-Fにみられることから、奈良中葉を上限としながらも奈良時代末ないし平安時代初頭を中心とすると考えられる。さらに、格子叩き目は、平安時代後葉ないし末に比定される軒平瓦Ⅲに認められることから、前二者より後出のもので、平安時代中葉以降に比定することができよう。

E 面戸瓦 (Fig. 11-1) 1個体だけである。面戸瓦の下端部破片である。切り込みは焼成前から入れられている。凸面はなで調整を施す。凹面には布圧痕と糸切り痕が認められる。胎土は粗い白色砂粒を多く含み、色調黒褐色・焼成軟質である。第5トレーナーV層（黄褐色粘土と暗灰色粘土の混合層）から出土した。

F 塚 (Fig. 11-2~4) 16個体出土した。完形のものがないので、形状は不明である。57mm前後の厚さの薄いもの(3・4)が圧倒的で、78mmと厚いもの(2)は1個体のみである。胎土は粗い白色砂粒を多く含み、色調は黒褐色(2・4)・灰色・赤褐色(3)で軟質に焼成される。15個体のうち11個体が近接調査区である第5・16・21のトレーナーから出土した。

2. 土器 (PL. 12)

須恵器・土師器・勝間田焼・土師質土器・備前焼・弥生式土器などが出土した。このうち土

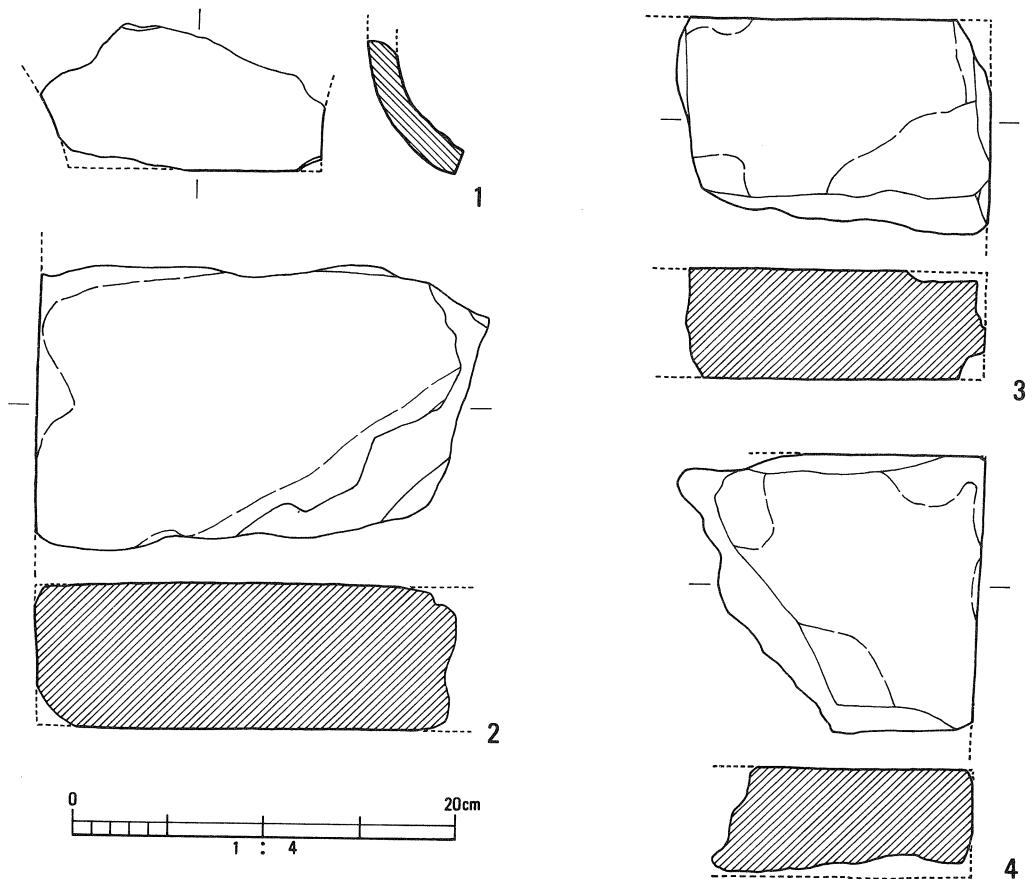


Fig. 11 面戸瓦・壇

師質土器が、第21トレンチなどの土坑群と調査区の南辺をおおう整地層からまとめて出土し、かつ量的にも大部分を占める。その他の土器については、少数の例外を除いて、地山上層の堆積土中から瓦や土師質土器と混在して出土した。従って、層位的関係による検討を加えることはできなかった。以下、主な土器について簡単に言及するにとどめたい。

須恵器・土師器（1～13） 1～12が須恵器、13が土師器である。1～3は杯蓋である。復元口径は約16～17cmである。1～3は口縁部が屈曲しながら外反し、その端部が下方に拡張する。2はなだらかに外反し、口縁端部の拡張もわずかである。1・2には天井部中央に扁平なつまみがつくと思われる。天井部外面に回転ヘラ削り、他に回転なで調整が施される。2の天井部内面には不整方向のなでがみられる。2がS B 40東側柱北第2柱穴から出土した。4～6・8～10は杯である。4～6・8は高台が付く。5・6は体部が直線的に外反し、高台を垂直的に貼り付ける。4は体部が心持ち内湾しながら外反し、高台は若干外反ぎみである。8は体部・高台ともに大きく外反する。9はたちあがりが低く内傾し、受部は外上方に延び端部を丸くおさめる。底部は浅く扁平である。10はたちあがりが高く内傾し、端部に稜をもつ。底部はやや深い。4～6の調整技法は回転なでを主体とするが、5の底部内面に不整方向のなで、

4と5の底部外面に回転ヘラ削りが認められる。9は内面と外面のたちあがり部と体部が回転なで、底部が回転ヘラ削りである。10は内面と外面たちあがり部が回転なで、体部が回転ヘラ削りである。7は鉢の底部と思われる。平底で体部が直線的に外反する。内面は不整方向のなで、体部外面は回転ヘラ削り、底部は無調整である。11は壺の口縁部である。内外面とも回転なで調整。12は高杯の脚部である。杯部と脚部の接合部が極端に厚い。内外面とも回転なで調整。13は皿の底部である。底部外面は回転ヘラ切りである。以上の土器は古墳時代から平安時代にかけての各時期にわたっているが、このうち1～7が国分尼寺の創建に関連する奈良時代後半の土器と思われる。

土師質土器 (14・15) 土師質土器は多数出土したが、典型的な2個体を図示した。どちらも鍋である。14は口縁部が屈曲し、上部がやや内傾する。頸部内面に稜をもつ。体部は心持ち内湾ぎみに外反し、底部はやや内湾ぎみとなる。調整技法は内面体部が横方向のハケ目、底部が不整方向のハケ目、外面体部は指おさえ、底が不整方向のハケ目である。15は内湾する口縁部に水平方向のひれが付く。内面は横方向のハケ目、外面は指おさえである。これらの土器⁽⁹⁾は、小都隆氏の編年表を参照すればほぼ鎌倉時代ないし室町時代初頭に属するものと思われる。

弥生式土器 (16～23) 弥生式土器の遺存状況は全般に悪く、そのほとんどが2次堆積層中より出土したもので器壁の剥離、摩滅が著しい。図示した弥生式土器の出土位置は、16は第5トレントSK04中、19・23は第14トレント第4層、22は第17トレント第3層、17・18・20・21は第24トレント出土で、18は弥生時代後期の柱穴群とみられるSX83、17・20・21は弥生時代後期の包含層と考えられる第2層黒色土中で一括して出土している。器形は、16～19が壺形土器、20～23は高杯形土器である。

16は、内外面摩滅激しく仕上げ不明。17は、口縁部片の形状から推して直口壺として復元図を描いたが、口縁部片は細片二片あるのみで、径の小さな丸みのある底部を持つ点やや復元に問題を残す。口縁部外面はヨコナデ仕上げ、胴部外面上半はヨコ方向のヘラ磨きで仕上げられているが、ヘラ磨きの疎らな部分には刷毛目が残されている。胴部外面下半はタテ方向のヘラ磨き仕上げ、胴部内面はヘラ削りのままであるが、頸部付近にはヨコ方向のヘラ磨きが加えられている。18は丹彩壺で、口縁部外面はヨコナデ仕上げ、肩部外面にかすかに刷毛目痕を残す。胴部内面はヘラ削りである。19は、頸部から大きく屈曲し、立ち上がり部が外反して高く延びる二重口縁形の壺形土器口縁部片で、器壁は大きく剥落し、本来の器厚を保っていない。20は、皿部と立ち上がり部接合面にそってきれいに剥離している。外面は、暗文風のヘラ磨きによる斜格子文で飾られ、内面は、タテ方向のヘラ磨きで仕上げられている。21も、20とほぼ同様な特徴を有するが、20よりも一まわり大型で、立ち上がり部外面下端に2条の凹線文をとどめている。22・23とも分割成形技法による高杯形土器片で、22は丹彩痕跡を残し、外面及び杯部内面にヘラ磨きが加わっている。23は、摩滅激しく仕上げ不明。脚部に、22は3孔、23は

4孔の飾孔を巡らしていたとみられる。

17以外いずれも小破片で、全体の器形が不明であって、その所属時期を限定することに困難が伴うが、それぞれの断片的な特徴から推して、17・20・21は大田十二社2式土器⁽¹⁰⁾に、18は同2～3式土器に、22・23は3～4式土器にほぼ併行するものとみられる。19は、5式土器以降古式土師器に所属する可能性が強い。

註

- (1) 瓦類の分類称呼法・部分名称・製作技法等については、基本的に下記の研究に従った。また、瓦類の製作技法については、山本忠尚・中村友博両氏の御教示を得た。
奈良国立文化財研究所『基準資料I（瓦編）』1974
同 上 『平城宮発掘調査報告VII』1976
佐原 真「平瓦桶巻作り」（『考古学雑誌』第58巻第2号）1978
- (2) 木村捷三郎「平安中期の瓦についての私見」（古代学協会編『延喜天暦時代の研究』P.522～523 1969）
- (3) 津山市教育委員会『美作国分寺跡発掘調査報告』P.22で軒丸瓦II-aの外区外縁の狭い平坦部を成形の際、後から貼り付けたものとし、大部分の個体で剥離していると解したが、誤認であったので、本文の如く訂正する。
- (4) 奈良国立文化財研究所『平城宮出土軒瓦型式一覧』1978
- (5) 津山市教育委員会前掲書で軒平瓦III及びIVとしたもの（PL.20-2・3）は、今回、美作国分尼寺跡I-Fと同型式であることが判明した。このうち、PL.20-3はI-Fと同範とも考えられるが、2は主葉の巻き方が異なる。従って、美作国分寺跡軒平瓦III・IVをI-Fと改めておく。
- (6) 津山市教育委員会前掲書P.24、l.4の「なで調整」はヘラ削りの誤記である。また、l.5の「側・端縁」は側・端面の誤植である。併せて訂正する。
- (7) 軒平瓦II型式の内区文様は左右両端から派生するので、中心飾りから派生するI型式とは異なって、両端の唐草を第1単位、中心に近いものを第3単位として呼称する。
- (8) 瓦当面脇幅は右側を計測した。
- (9) 小都 隆「草戸千軒の井戸」（『考古学研究』第103号 1979）
- (10) 津山市教育委員会『大田十二社遺跡』1980 第4章1

VI 考 察

1. 軒瓦の組み合わせと編年

美作国分尼寺跡出土軒瓦は軒丸瓦が76個体、軒平瓦が89個体で出土数は多いとはいえない。⁽¹⁾また、これらは大部分同一地区である第5・6・14・16・18・21の各トレンチで出土するという極めて偏った分布状況を呈している。さらに、国分尼寺の伽藍との関連に至っては全く不明というのが実情である。このような状況の下で、軒瓦の組み合わせと編年を考察することは、はなはだ困難といわざるを得ない。ところが、次節で詳しく検討するように国分尼寺跡出土瓦の大部分は国分寺跡のそれと同範関係にある。その国分寺跡出土軒瓦は比較的良好な条件にめぐまれており、不充分ながらも先に組み合わせと編年について検討を加えておいた。⁽²⁾従って、本章では国分寺跡出土軒瓦を参照しながら、その後の知見をも加えて、国分尼寺跡出土軒瓦の組み合わせと編年について考察することにしたい。

軒丸瓦I-Aは平城宮6225Aに酷似しており、それを直接の祖型とすることは立論の前提としてよいだろう。I-Bは間弁と複弁内の界線を楔形状化し、一見単弁風となっている。II-A・Bはそれを単弁化し、かつ外区外縁の鋸歯文を省略した点に特徴がある。従って、I-A、I-B、II-A・Bは連続的な変化を想定し得るのである。次に軒平瓦であるがI型式のうち中心葉が花頭に接しないAが平城宮6663Cに最も近い。I-Bは中心葉が花頭端部に接することなどから、I-Aに後続するものと思われる。以上のことから、軒丸瓦I-Aと軒平瓦I-A、軒丸瓦I-Bと軒平瓦I-Bがそれぞれセット関係にあることがひとまず想定されるのである。しかも、これらの組み合わせが美作国府跡(I-A)と平遺跡(I-B)で確認されることは先の想定を一層確信させるかのようである。しかし、国分寺跡では軒丸瓦I-aが全軒丸瓦に対して4%の比率しかなく、I-bの24%に比して著しく少量であることから、前報告では軒丸瓦I-aに独立した位置を与えず、軒丸瓦I-a・bと軒平瓦I-a・bが混用して用いられたと推定したのである。ところが、国分寺跡の軒平瓦I-aが17%でかなりの比率を占めるることは、あるいは軒丸瓦I-aの4%という比率もトレンチ調査という調査方法による偶然性にも注意を払うべきことを示唆しているのかも知れない。しかも、国分尼寺跡で軒丸瓦I-Aが21%、I-Bが42%、軒平瓦I-Aが37%、I-Bが25% (Tab. 1) とI-Aが相当の比率を占め、軒平瓦に至っては逆にI-AがI-Bを上回っていることは、軒丸瓦I-Aにも独立した位置を与えるべきことを示しているとも考えられる。しかし、後述のようなI-Aと軒丸瓦II-A・B、軒平瓦I-E・Fの絶対編年や僧寺・尼寺においてI-BがI-Aを

大幅に上回る傾向をも考慮すれば、軒丸瓦・軒平瓦Ⅰ-AとⅠ-Bを別個の時期に編年することには無理があり、両者ともに創建瓦と考えるべきなのである。とすれば、二つの想定が可能であろう。第1は、依然として前報告のように両者混用して使用されたと考えるのである。第2は、軒丸瓦Ⅰ-Aと軒平瓦Ⅰ-A、軒丸瓦Ⅰ-Bと軒平瓦Ⅰ-Bの組み合わせを認め、それらが創建期の一連の造営工事の中で建物を異にしてほぼ同時に併存したと考えるのである。両者いずれに結着すべきかはなお現状では判定困難であり、今後の調査成果にゆだねたい。

それでは創建期の絶対年代は如何に考えるべきか。国分尼寺跡で型式的に最も先行する軒丸瓦Ⅰ-Aと軒平瓦Ⅰ-Aがそれぞれ平城宮6225A・6663Cに近似することはすでに述べた。⁽⁴⁾この平城宮の組み合わせは従来平城宮第Ⅱ期（養老5年～天平17年）に比定されてきた。ところが、最近平城宮第1次大極殿SB7200が天平12年（740）に恭仁宮に移建した大極殿に相当し、第2次大極殿SB9150が天平17年（745）の平城還都後に新造されたと判断されることから、その所用瓦である6225A・6663Cも平城宮第Ⅲ期（天平17年～天平勝宝年間）に設定されるに至った。⁽⁵⁾とすれば、聖武天皇によって国分ニ寺造立の詔が発布されたのは天平13年（741）であり、美作国分尼寺の創立を平城宮第Ⅲ期とほぼ平行する奈良時代中葉と考えて大過ないだろう。

軒丸瓦Ⅱ-A・Bと組み合う軒平瓦はⅠ-A・Bのくずれた文様構成をとるⅠ-E・Fと推定される。⁽⁶⁾このことはFと似たところのある平城宮6663Dが6663型式のうちの後出的なものと考えられていることや、美作国府跡で軒丸瓦Ⅱ-A・Bと軒平瓦Ⅰ-E、久米廃寺で軒丸瓦Ⅱ-Bと軒平瓦Ⅰ-Eが出土していることによって裏づけられよう。この軒平瓦Ⅰ-E・Fは段頸ないしそれに近い曲線頸をとるところに特徴があり、明瞭な曲線頸であるⅠ-A・Bとは明らかに時期を異にすると考えられる。にもかかわらず、E・FはあくまでもⅠ型式の範疇内にあり、A・Bと大きな時間的隔たりを想定することは無理であろう。また、軒丸瓦Ⅱ-A・Bは弁が単弁化することと外区外縁が素文化することに特徴があるが、これらは奈良時代末以降の要素であろう。以上によって、軒丸瓦Ⅱ-A・Bと軒平瓦Ⅰ-E・Fの組み合わせは、奈良時代末ないし平安時代初頭に比定することが適當であろう。

蓮弁が上下2重に重なる軒丸瓦Ⅲと唐草文が左右両端から派生する軒平瓦Ⅱ-A・B・Cは軒丸瓦Ⅰ・Ⅱや軒平瓦Ⅰの文様構成とは全く結がらず、それらときわめて断絶した状態で出現する。軒平瓦Ⅱ-Aは中心に左右各3重の曲線文が置かれ、その両側の唐草文も3単位ずつとなっており、上外区には大粒の珠文が配される。Ⅱ-Bでは中心の曲線文が左右各1重に退化し、唐草文も単位がくずれる。外区の珠文は下外区にも置かれ、小型化する。Ⅱ-Cでは唐草文が左右各一続きとなるなどさらに退化が進み、外区珠文も消失する。このように軒平瓦ⅡはA・B・Cの連続的な変化を想定できる。これら軒丸瓦Ⅲと軒平瓦Ⅱはいずれも瓦範が外区内縁までしかないこと、焼成が比較的硬質であることに共通性があり、両者組み合うことはほぼ確実であろう。軒丸瓦Ⅲは平安宮跡・興福寺跡・備前国分寺跡などの弁が上下に重なる型式の

瓦と類似する。このうち、興福寺例は一本作り技法をとっており、この点からも軒丸瓦Ⅲとの親縁性が強い。この平安宮例は11世紀後半⁽¹¹⁾、興福寺例は11世紀前半の実年代が与えられている。また、軒平瓦Ⅱは平安宮跡出土の唐草文が左右両端から派生する型式と共に通性があり、これは11世紀後半と考えられている。以上によれば、軒丸瓦Ⅲと軒平瓦Ⅱ—A・B・Cとの組み合わせは11世紀を中心とする平安時代後葉の年代が与えられそうである。ところが、木村捷三郎氏は一本作り技法が平安時代中期以前に限定される傾向を指摘されており、その技法をとる軒丸瓦Ⅲを平安時代後葉に比定することには問題が残る。従って、この組み合わせの瓦は平安時代中葉ないし後半としておくのが穩当であろう。

軒平瓦Ⅲの瓦当文様はやはり左右両端から派生する唐草文であるが、Ⅱ—Cにあった中心部の曲線文が消失するなど退化が著しい。平安時代後葉ないし末に比定できよう。なお、これに対応する軒丸瓦は出土していない。

1. 美作における国分寺系同范瓦の分布

美作国分寺跡出土軒瓦と同范の瓦が、美作の若干の遺跡から出土するということは、かつてふれたところである。⁽¹⁵⁾その後、これらの遺跡のうちで新たな同范資料を確認し、かつ今回の国分尼寺跡発掘調査により新たな資料も出土したので、現時点で改めてこれらの同范関係について整理し、若干の問題点を指摘することにしたい。

さて、軒瓦において同范関係を有するのは、美作国分寺跡・美作国分尼寺跡・美作国府跡・平遺跡・久米廃寺であるが、発掘調査により各期の瓦の構成が最もよく判明している美作国分二寺跡出土瓦を今仮に国分寺系瓦と呼び、その各型式を基準として同范関係を検討することにする。Tab. 4はこれらの関係を示したものである。すなわち、国分寺跡・国分尼寺跡・国府跡・久米廃寺において同范関係を有するものに、軒丸瓦Ⅱ—B・軒平瓦Ⅰ—E、国分寺跡・国分尼寺跡・国府跡において同范のものに、軒丸瓦Ⅰ—A・Ⅱ—A・軒平瓦Ⅰ—A、国分寺跡・国分尼寺跡・平遺跡において同范のものに、軒丸瓦Ⅰ—B・軒平瓦Ⅰ—B、国分寺跡・国分尼寺跡間に同范のものに、軒丸瓦Ⅲ・軒平瓦Ⅰ—C・Ⅱ—Cがある⁽¹⁶⁾ (PL.13・14)。

軒丸瓦Ⅰ—Aは国分二寺のものが製作技法、胎土、焼成などあらゆる点で共通しており、おそらく同一の瓦工集団によって製作されたと考えられる。これに対し、国府跡のものは瓦当部がより厚く、胎土は粗い砂粒を少し含むものもあるが、概ね緻

型式・種 遺跡	軒 丸 瓦					軒 平 瓦				
	I-A	I-B	II-A	II-B	III	I-A	I-B	I-C	I-E	II-C
美作国分寺跡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美作国分尼寺跡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美作国府跡	○		○	○		○			○	
平 遺 跡		○					○			
久 米 廃 寺				○					○	

Tab. 4 美作国分寺系同范瓦の分布

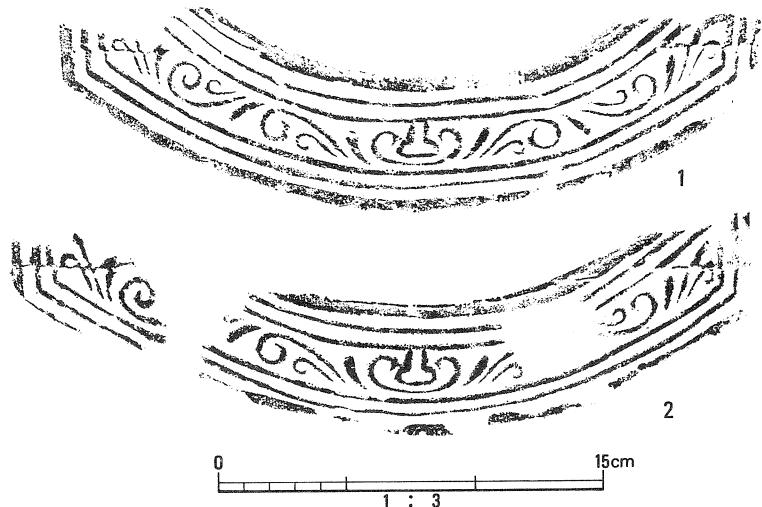
密であり、色調も白灰色、焼成堅緻で国分二寺のものとは著しく異なっている。軒丸瓦Ⅰ-Bは、国分二寺のものが蓮弁先端部とその外側の圈線との間に小さな範傷痕があるが、平遺跡のものは磨滅が著しく確認できていない。Ⅰ-Aと同様、国分二寺のものがあらゆる点で共通する。平遺跡のものはそれと対比できる資料を今回は観察しえなかった。軒丸瓦Ⅱ-Aは、各遺跡とも近似しており、製作技法、胎土、焼成などに明確な差異はない。軒丸瓦Ⅱ-Bは、PL.13によると一見国府跡が他と異なるようにみえるが、それは国分二寺と久米廃寺のものが、弁間上端の凹みを磨滅させているためで、同範と考えてよい。Ⅱ-Aと同じく各遺跡における著しい差異はない。軒丸瓦Ⅲも国分二寺間で差異はない。

軒平瓦Ⅰ-Aは、すべての個体で花頭と中心葉左先端部との間に小さな範傷痕があり、同範認定の一指標となる。国分寺跡のものは、胎土に粗い砂粒を多く含み、色調黒褐色で軟質である。国分尼寺跡のものも国分寺跡とよく似るが、一部に青灰色・硬質なものがある。これに対し、国府跡のものは白灰色ないし淡灰色、焼成堅緻で、国分二寺とくに国分寺跡に対して顕著な差異を有する。軒平瓦Ⅰ-Bは、すべての個体に唐草文の左第2単位第2支葉の上の二重弧線の間及び右端の外区と脇区の上端に範傷痕があり、同範認定の決め手となる。国分二寺のものは製作技法などがほぼ近似するが、平遺跡は平瓦部凸面が粗い平行叩き目で、国分二寺がほとんど縄叩き目であるのと異なる（但し、国分尼寺にごく少数平行叩き目が含まれる）。軒平瓦Ⅰ-Eは、久米廃寺のものが瓦当文様の遺存状況が悪いため、全体を比較できないが、まず同範と考えてよいだろう。各遺跡において製作技法等を異にする。まず、国分寺跡は段頸で接合の際平瓦部凸面の叩き目を消さず、頸部凸面にも平瓦部と同様の叩き目を残す。そして色調は灰色で堅緻なものが大部分である。これに対し、国分尼寺跡は段頸に近い曲線頸で接合の際頸部よりの部分の叩き目をすり消し、頸部凸面に叩き目をもたず、黒褐色で軟質である。国府跡は黒褐色軟質な点で国分尼寺跡に近いが、製作技法では国分寺跡に近いものと尼寺跡に近いものの2種がある。久米廃寺は遺存状況が悪いので製作技法等は不明である。軒平瓦Ⅰ-C・Ⅱ-Cは国分二寺間で製作技法等に差異はない。

以上、美作国分寺系同範瓦について、各遺跡ごとの状況を比較検討してきた。もっとも、国府跡・平遺跡・久米廃寺の資料はごくわずかで、国分二寺との比較は充分ではない。従って、先の観察はあくまでも現段階での過渡的なものであることに注意しなければならない。それにもかかわらず、以上の不充分な比較によっても各遺跡ごとのある程度の傾向を推察しうると思う。以下では、これらの同範関係から派生する若干の問題について言及しておきたい。

美作国分寺系同範瓦の分布において、第1に注目すべきは国分二寺間の緊密な関係である。まず、その創建期の状況からみていくことにする。軒平瓦Ⅰ-Aは製作技法・胎土・焼成などで共通するが、両寺とも左右両端に範割れ痕をもつ個体がある（Fig.12）。ところが、両寺とも

範割れ痕のある個体は I-A全体のごく一部にすぎない。このことは、まず一方の瓦を製作して後、他方の瓦の製作に移るというような関係ではなく、両寺の瓦が時間的に平行して製作されたことを示している。しかも、他の創建期軒瓦がすべて



同範関係にあることを Fig. 12 軒平瓦 I-A の範割れ痕(1 美作国分尼寺跡 2 美作国分寺跡)も参照すれば、国分二

寺の創建期の瓦の製作はほぼ平行して行なわれたと考えてよい。このことは、単に瓦だけの問題にとどまらず、国分二寺の伽藍の創建そのものの関係を暗示するものであろう。また、国分二寺は創建期の軒丸瓦 I-A・I-B、軒平瓦 I-A・I-B から平安時代の軒丸瓦 III・軒平瓦 II-C に至るまで同範関係を保持している。しかも、それらが軒平瓦 I-E にみられるような若干の製作技法等の相違があるものの、基本的には同じ製作技法・胎土・焼成をとることが特徴である。このことは、国分二寺が奈良時代から平安時代に至るそのほぼ全期間を通じて、一貫して同一の瓦生産組織を共有していたことを示すものと推定される。

岡本東三氏は二つ以上の遺跡において同範関係が生ずる場合、理論的に次の 4 つの可能性を指摘されている。⁽¹⁹⁾ ①造瓦所が別な場所にあり、そこからそれぞれの寺院等に運ばれた。②一方の寺院等の瓦屋で製作され、他方の寺院等に運ばれた。③一方の寺院等が廃絶後、他方で再利用された。④範型の移動によって、それぞれの瓦屋で製作された。①～③は瓦の移動、④は範の移動による現象である。美作の場合、国分二寺の関係が主に①ないし②と考えられるのに対し、それ以外は各遺跡において製作技法等が必ずしも同一ではないので、④の範の移動による場合が基本的であったと思われる。しかば、このような現象は如何なる歴史的条件によってもたらされたのであろうか。その手がかりとなるのは、これらの遺跡の性格である。すなわち国府と国分二寺についてはその性格は明瞭であるが、平遺跡と久米廃寺は、⁽²⁰⁾ II でふれたように前者が勝田郡衙に関連する施設、後者は久米郡衙に付属する郡寺と推定される。従って、これら 5 遺跡はすべて官衙か官寺ないしそれに準ずる寺院であり、何らかの形で公的な施設ということができる。そして、これらの間でのみ同範関係が認められることは、それらを統轄する造瓦組織の存在が予想されるのである。このことは単に造瓦組織のみにとどまらず、公的施設の

一元的な維持・管理体制が存在したことを物語るものではあるまいか。この意味で現在、苦田郡・勝田郡・久米郡に限定されている美作国分寺系軒瓦の同範関係が、さらに美作の他の郡にも波及する可能性のあることを指摘するとともに、今後における美作の官衙・寺院遺跡の調査と保存の重要性が改めて痛感されるのである。

3. 結 語

以上、美作国分尼寺跡の遺構・遺物について述べてきた。その際、本遺跡を無前提に国分尼寺跡としてきた。ここで改めて本遺跡を国分尼寺跡と考える理由を説明しておきたい。まず第1に、従来から指摘されているように本遺跡の小字の人神が国分尼寺の転訛したものと考えられることである。第2に、本遺跡が国分寺跡の西約450mにあって、立地として国分尼寺にふさわしいことがあげられる。第3に、ほぼ真北方位をとる礎石建ちや掘立柱の建物があり、かつ多量の瓦の存在をも考慮すれば、本遺跡を寺院跡と考えて予盾しないことである。そして最後に、本遺跡出土軒瓦が奈良時代中葉から平安時代中葉ないし後半までの長期間にわたって、国分寺跡出土軒瓦と緊密な同範関係を保持しているのであり、これらの事実を総合すれば、本遺跡を美作国分尼寺跡と断定してさしつかえないといえよう。

調査により検出された国分尼寺の遺構はごくわずかである。しかも調査区の制約もあって、個々の建物の性格を明確にすることはできなかった。従って、国分尼寺の寺域についても確かなことはいえない。しかし、第12・第9トレントの北辺から南の地山が約50cm落ちることからそれより南が寺域外であろうと判断され、そうすれば、その北の第24トレントを設定した東西の帯状の区画がほぼ寺域南限に相当するのではないかと推考されるのである。北限についてはその帯状の区画の北約150mが崖となっており、それより北に及ぶことは考えられまい。また、東限についても東南に入り込む谷を含まないと推定される。しかば、国分尼寺跡の寺域は現在の人神の集落を中心とするほぼ1町強程度が想定されるのではなかろうか。

S B 45には掘立柱から礎石建物への造替が認められたが、柱穴からの出土遺物は細片のみで建物の具体的な時期を判別することはできなかった。ここでは、軒瓦からうかがうことのできる国分尼寺の沿革についてふれておく。それによると国分尼寺はほぼ3期に大別される。A期は軒丸瓦I-A・I-Bと軒平瓦I-A・I-Bの時期で、奈良時代中葉の創建期である。B期は軒丸瓦II-A・II-Bと軒平瓦I-E・I-Fの時期で、奈良時代末ないし平安時代初頭に比定される。C期は軒丸瓦IIIと軒平瓦II-A・II-B・II-Cの時期で平安時代中葉ないし後半と考えられる。C期以降にも平安時代後葉ないし末に比定される軒平瓦IIIがあるが、それに対応する軒丸瓦が出土しておらず、現状では一時期を設定することは無理であろう。しかも鎌倉時代に入る軒瓦がなく、かつ鎌倉時代ないし室町時代初頭には寺域のほぼ全面に整地が施されていることから考えて、国分尼寺はC期以降若干の時間を経て平安時代末ないし鎌倉時代

初頭頃には廃絶していたのではないかと推定されるのである。

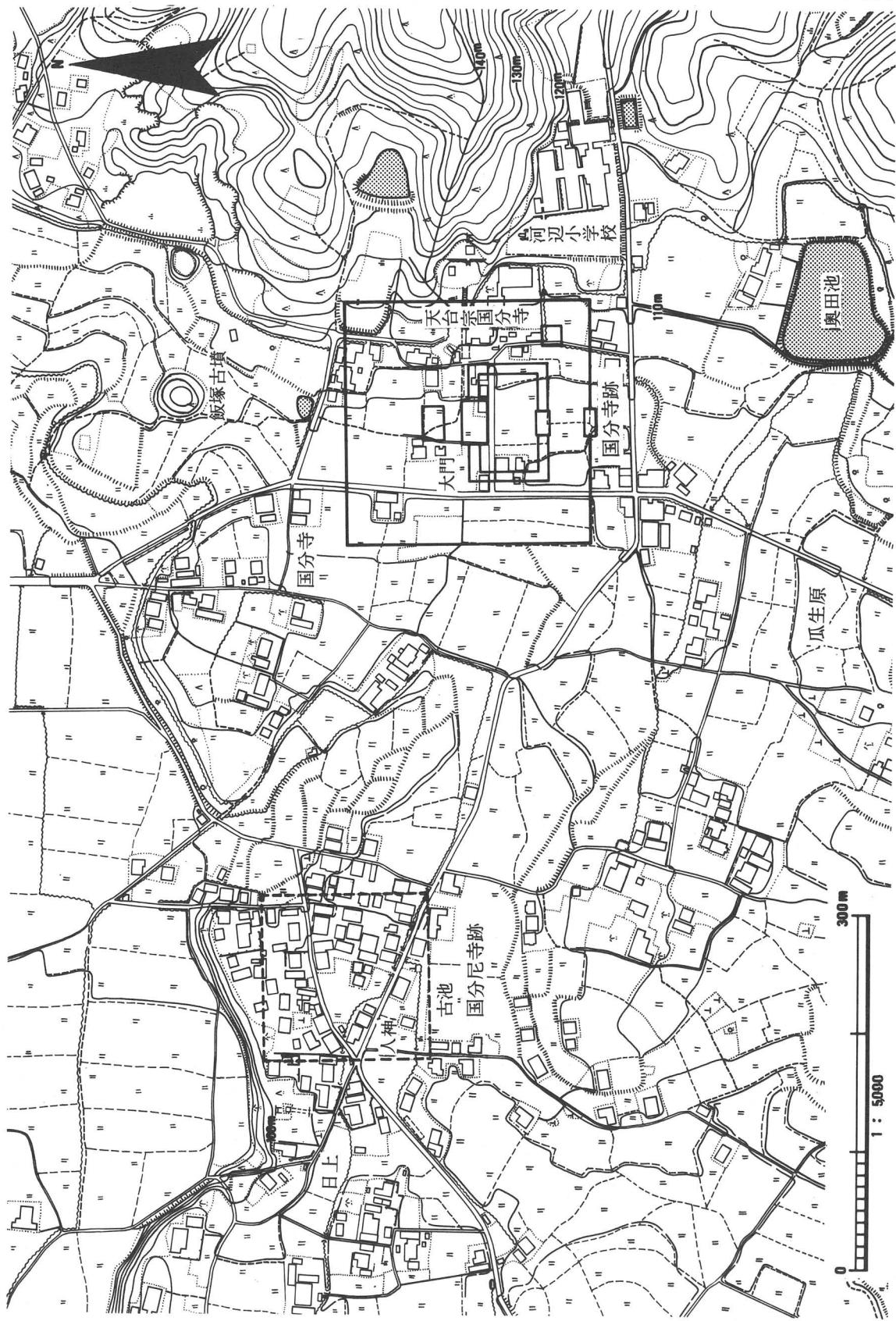
註

- (1) 第5・6・14・16・18・21の各トレンチの軒瓦出土合計は、全軒瓦に対して79%を占める。
- (2) 津山市教育委員会『美作国分寺跡発掘調査報告』1980 以下、『前報告』と呼ぶ。
- (3) 同 上 Tab. 4
- (4) 奈良国立文化財研究所『基準資料II (瓦編2)』
- (5) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告XI』(本文) 1982 P.242~243
- (6) 軒平瓦I-Cの瓦当文様は、I-A・Bのくずれたものと考えられるが、顎は明瞭な曲線顎の形態をとっており、軒丸瓦II-A・Bと関連づけるにはやや疑問がある。
- (7) 奈良国立文化財研究所『基準資料II』P. 8
- (8) 上原真人「古代末期における瓦生産体制の変革」(『古代研究』13・14 1978)P.38第9図1・2
- (9) 山崎信二「大和における平安時代の瓦生産」(奈良国立文化財研究所『研究論集VI』1978) P.146
第6図8・9 なお、この瓦は平安宮内裏蘭林坊跡出土瓦と同範とされている。(平安博物館
『平安京古瓦図録』1977 図版147)
- (10) 岡山県教育委員会『備前国分寺跡緊急発掘調査報告』1975 第12図軒丸瓦VII
- (11) 上原前掲論文P.39
- (12) 山崎前掲論文P.145
- (13) 上原前掲論文P. 4 第1図3・4・5
- (14) 木村捷三郎「平安中期の瓦についての私見」(古代学協会編『延喜天暦時代の研究』所収 1969)
P.548~549
- (15) 津山市教育委員会前掲書 P.31
- (16) 美作国府跡出土瓦は、岡山県教育委員会の府域西北部推定地の調査による資料と植月壮介氏が
国府域と推定される総社字幸畠・南幸畠・北幸畠などで採集され、現在津山市教育委員会に寄
贈されている資料を対象とした。
- (17) 美作国府跡・平遺跡・久米廃寺出土資料は、岡山県教育委員会の御厚意で拓影させていただいた。
- (18) これ以外に軒平瓦I-Fが国分寺跡と尼寺跡で同範の可能性のあることは、本書Vで述べた。
また、椿高下遺跡で軒丸瓦II-Aの可能性のある瓦が出土しているが、現在その実物が行方不明
であるので確言できない。小谷善守氏からその瓦の写真を提供していただいた。
- (19) 岡本東三「同範軒平瓦について」(『考古学雑誌』第60巻第1号 1974)
- (20) 久米廃寺は久米郡衙に比定される宮尾遺跡に西接し、かつそれと時期的に併存する寺院であり
郡衙と無関係とは考えられない。おそらく、郡衙に付属する郡寺的なものと想定される。

図 版

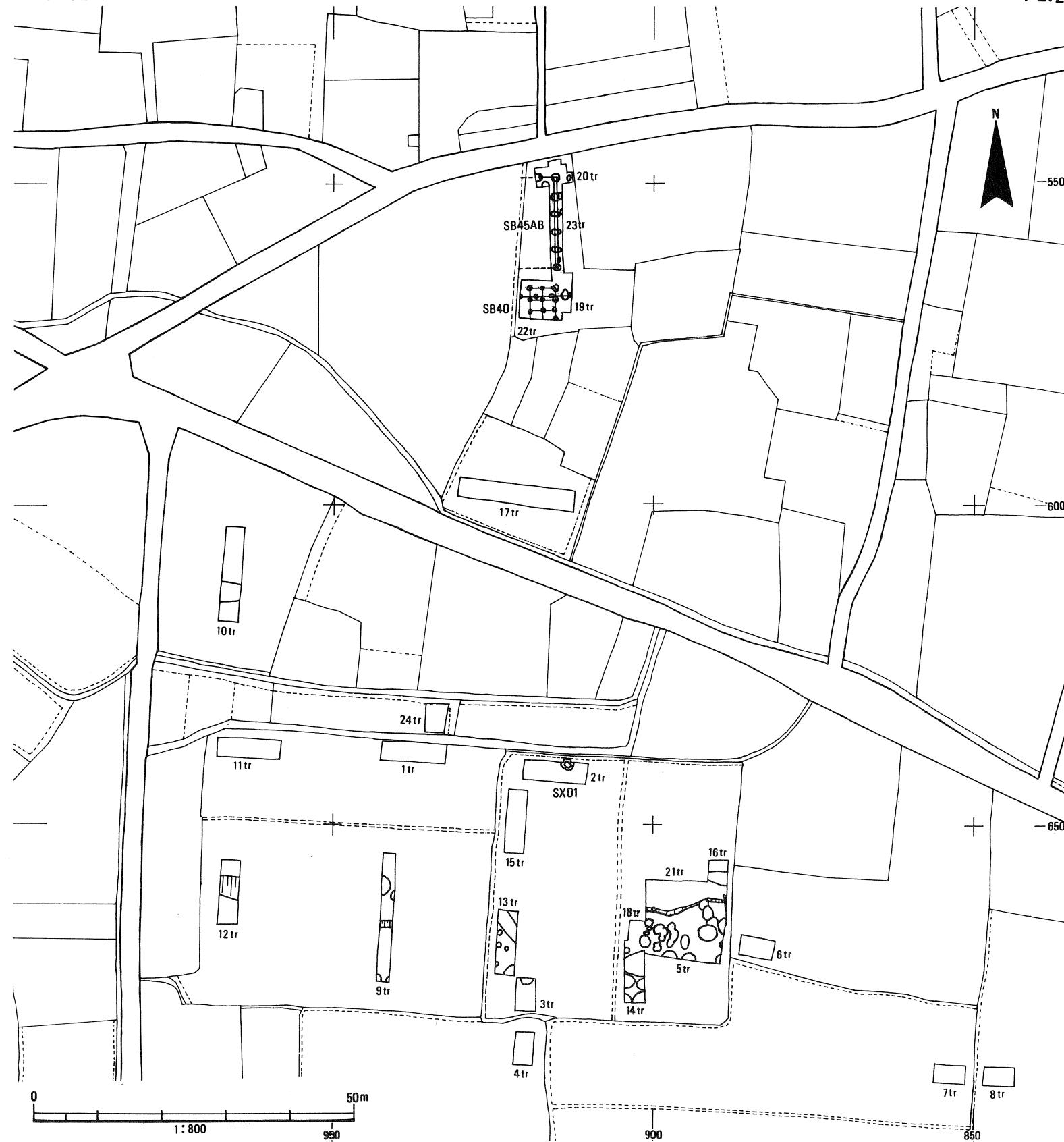
美作国分二寺跡周辺地形図

PL.1



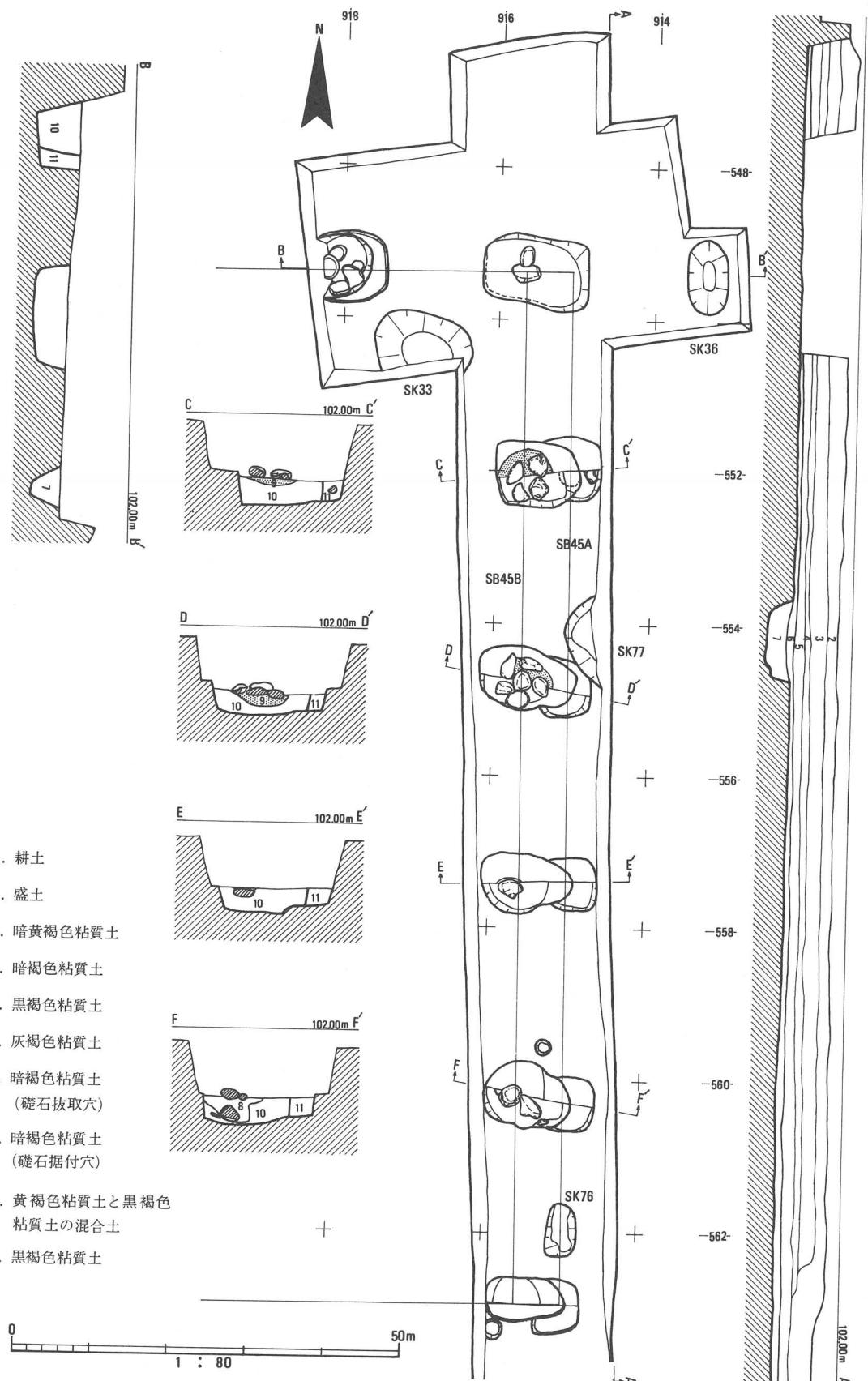
遺構配置図

PL.2



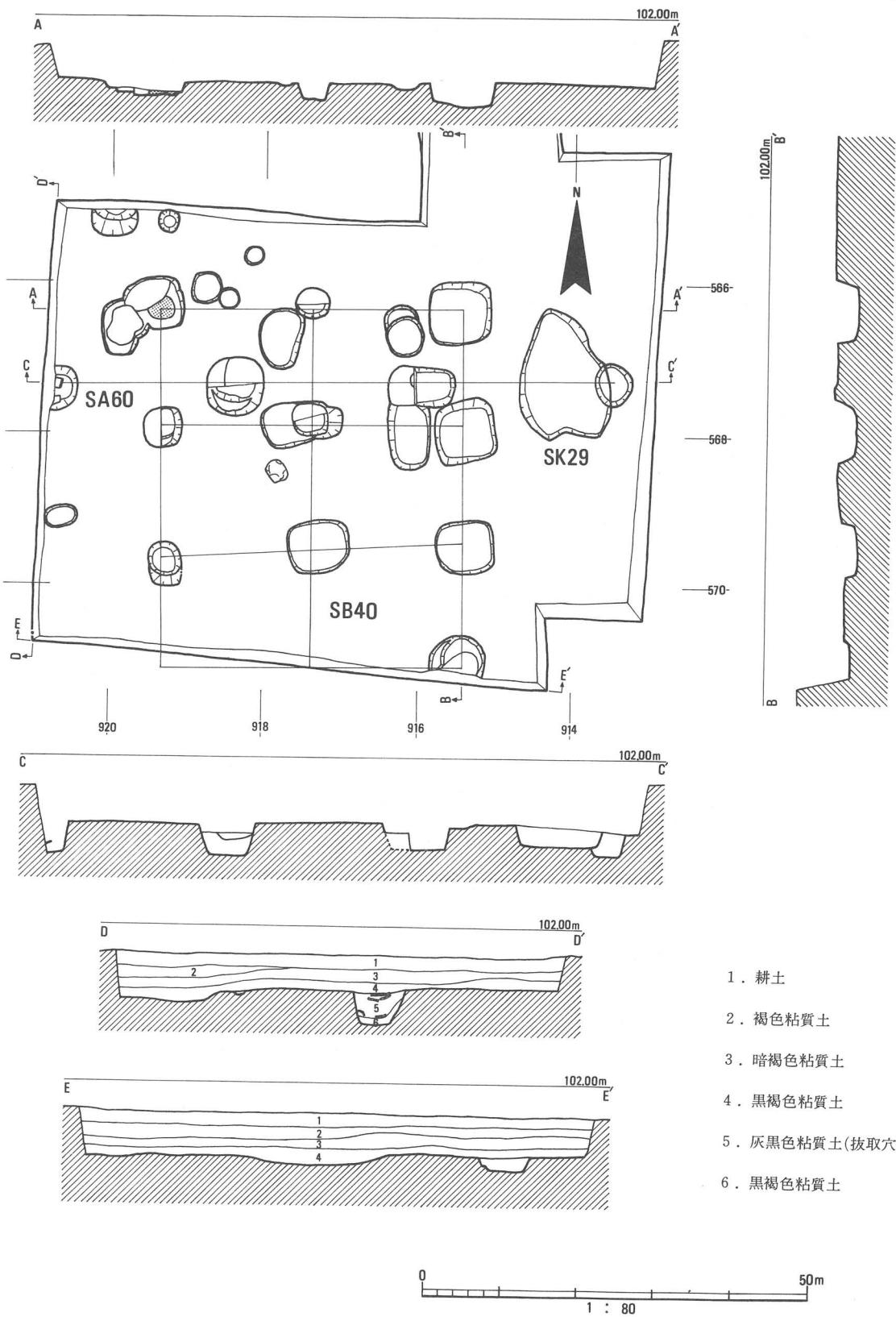
建物SB45A・B

PL. 3

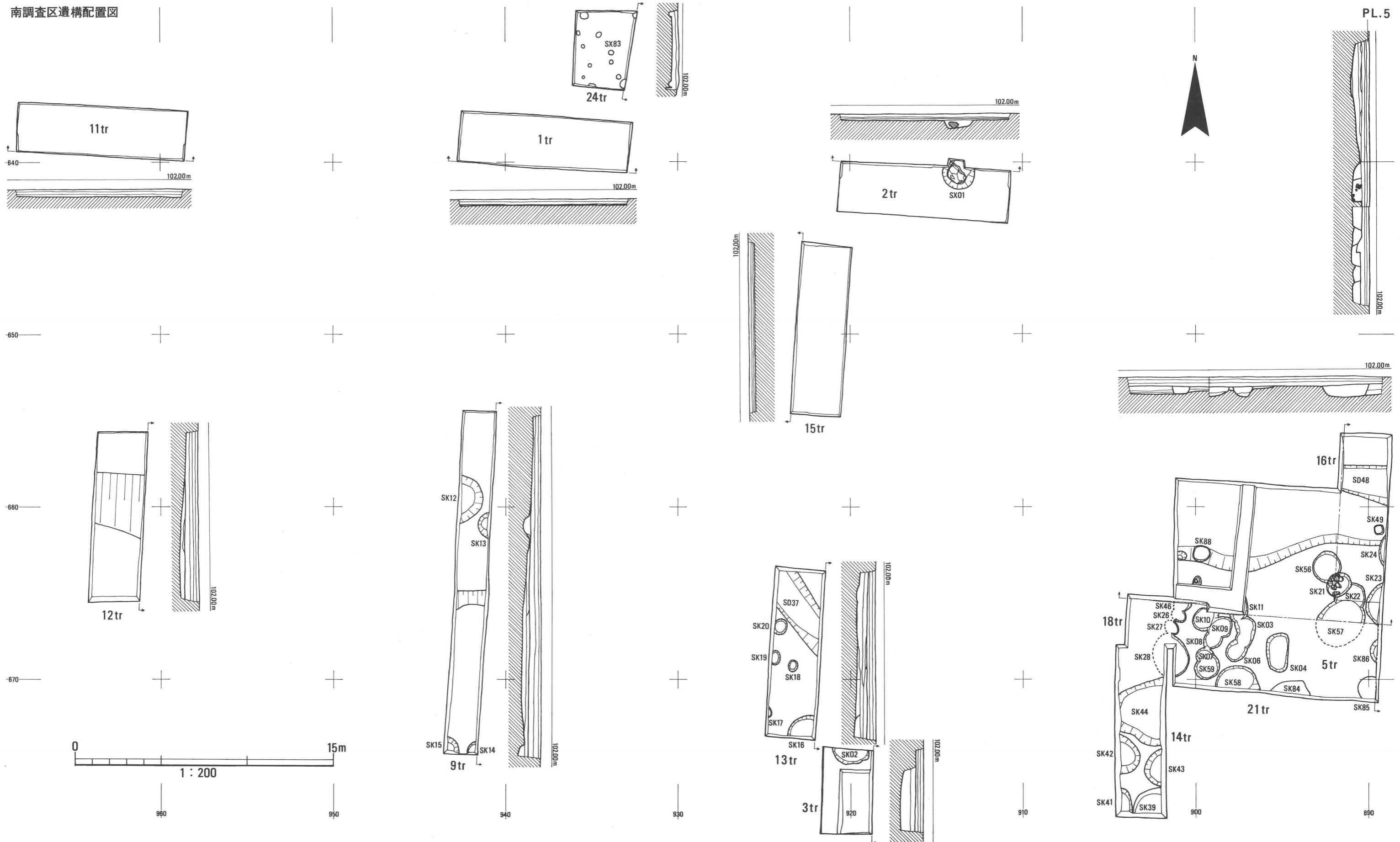


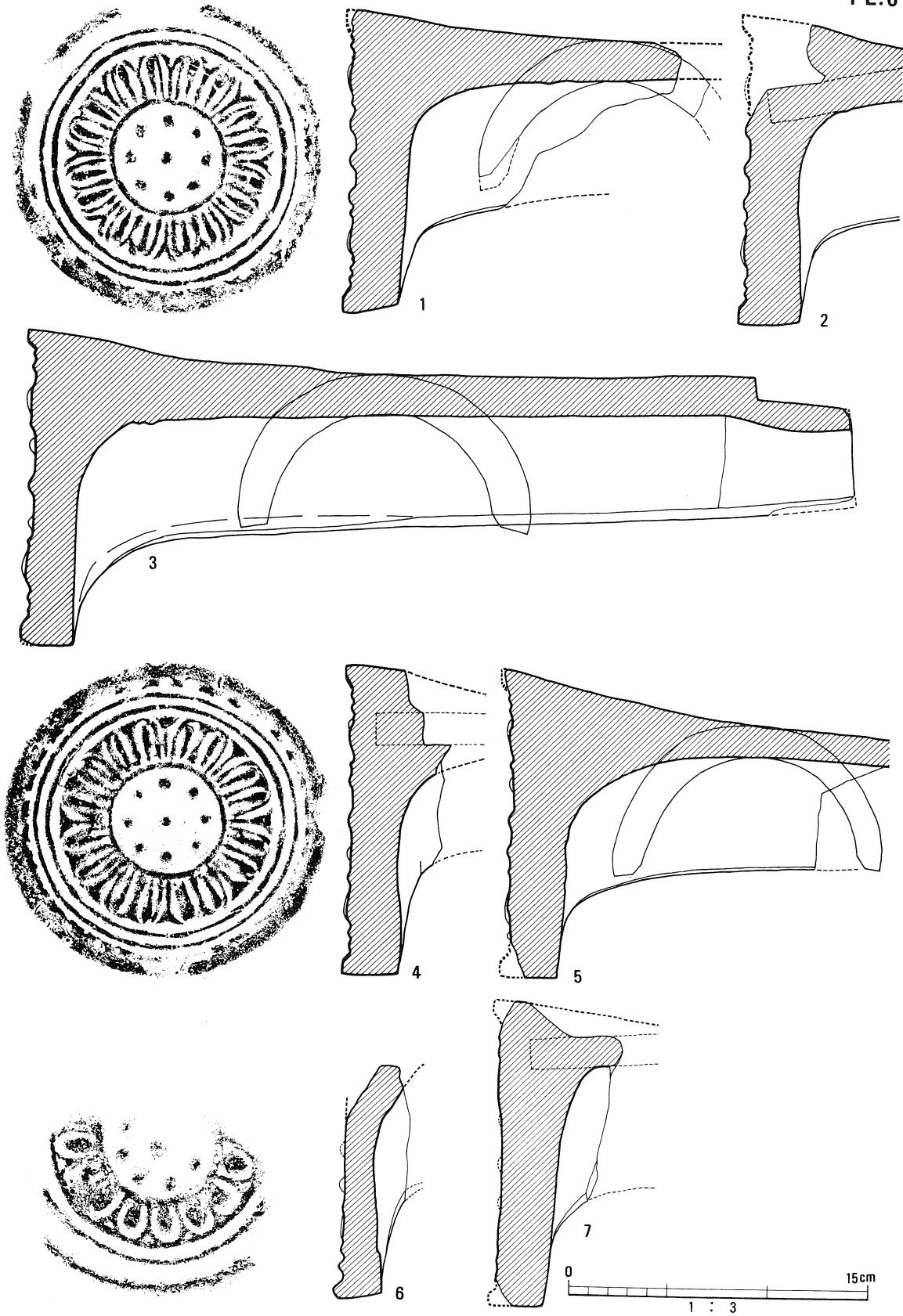
建物SB40・SA60

PL. 4



南調査区遺構配置図

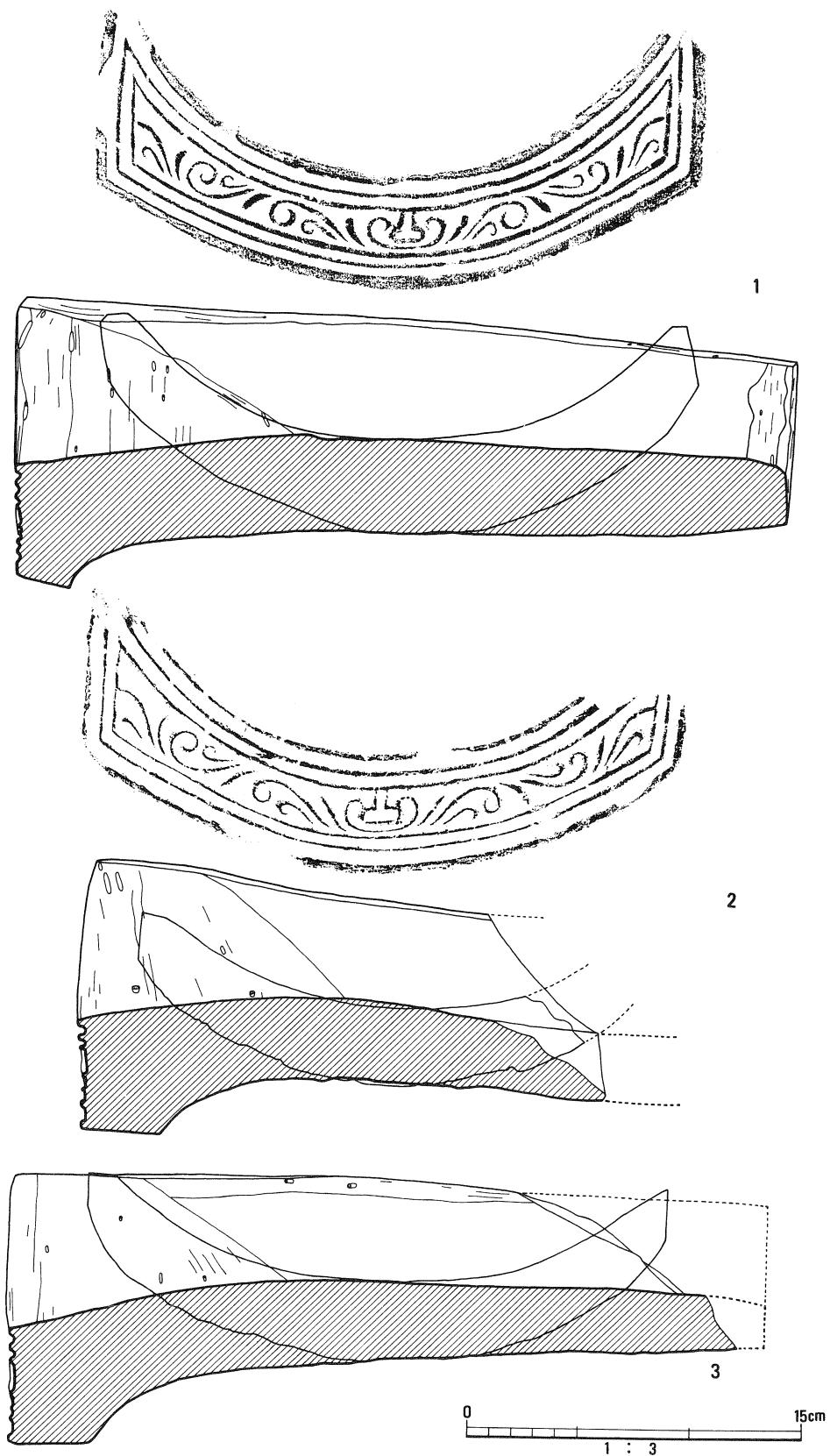




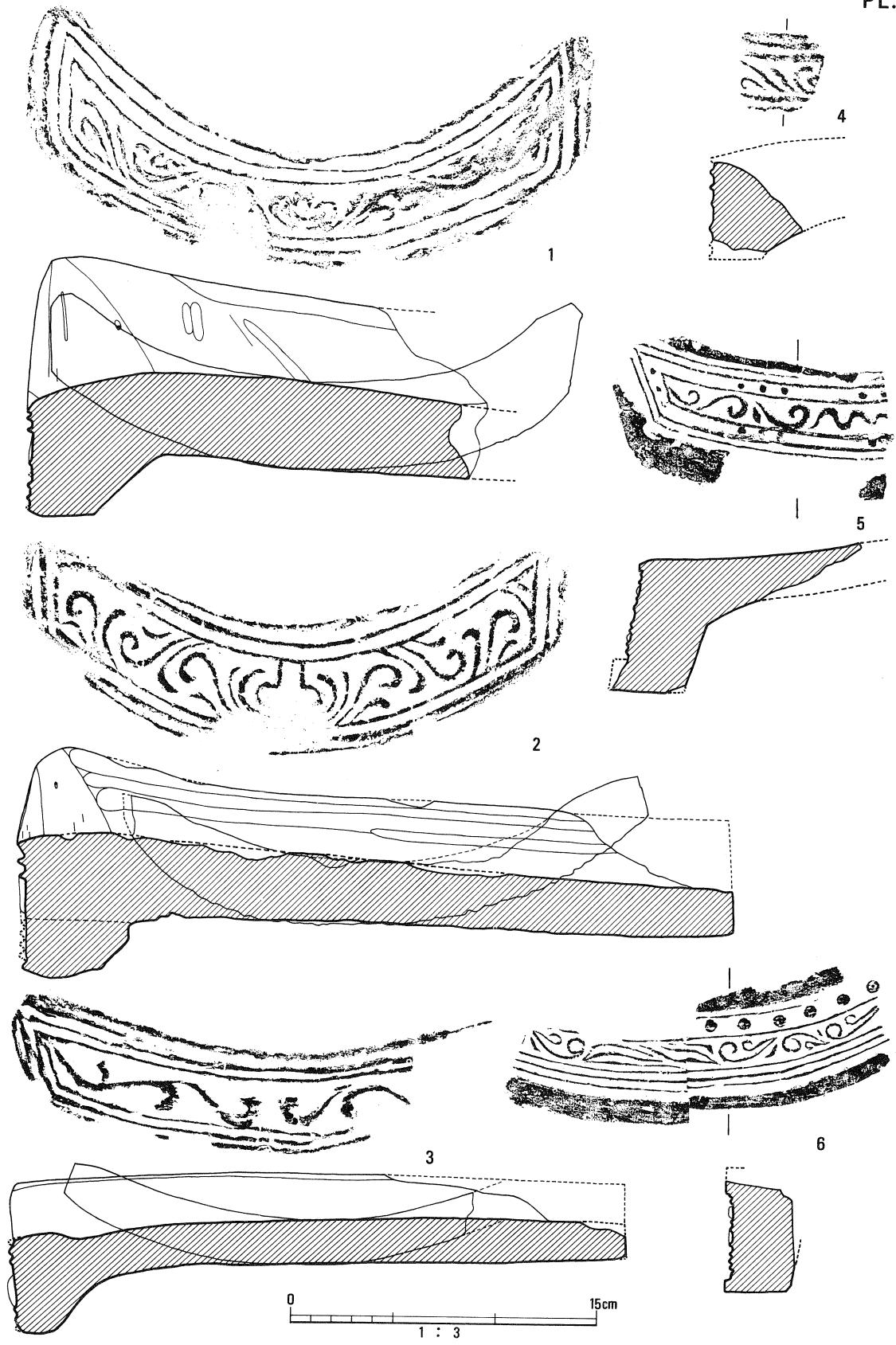
1. 2. 3. I-A

4. 5. I-B

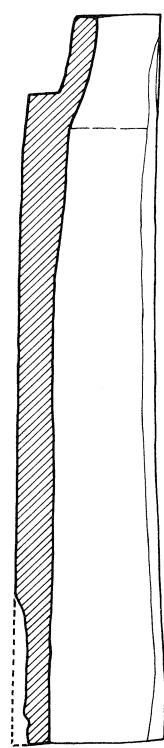
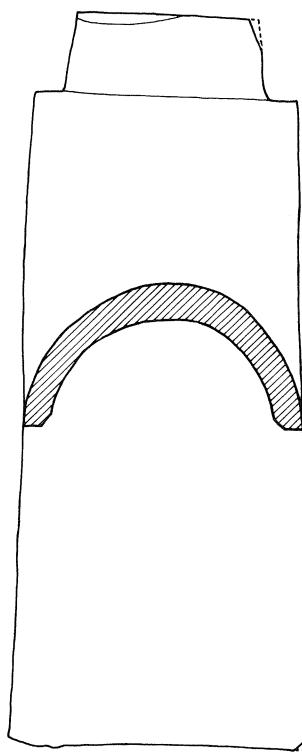
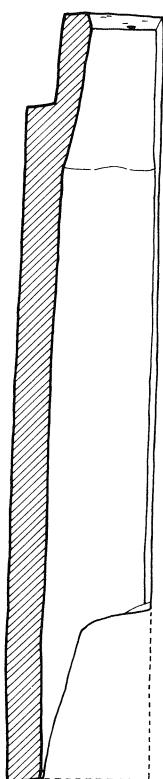
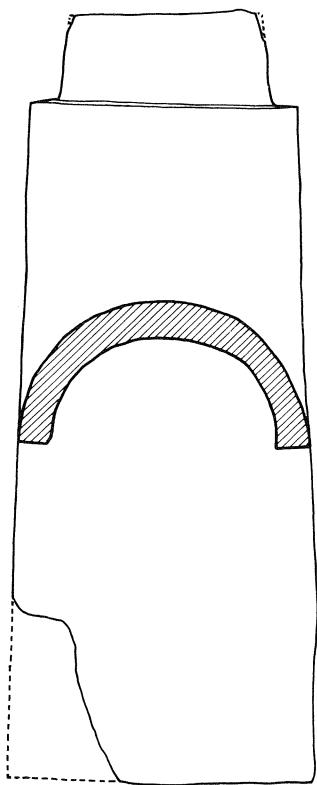
6. 7. II-A



1. I-A 2. 3. I-B

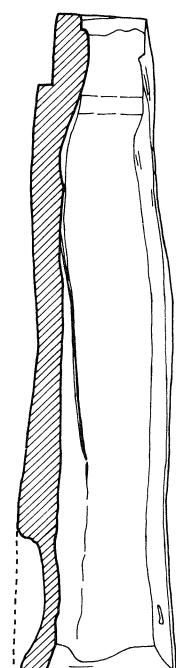
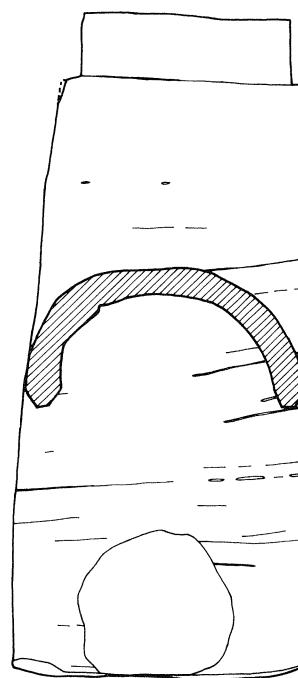
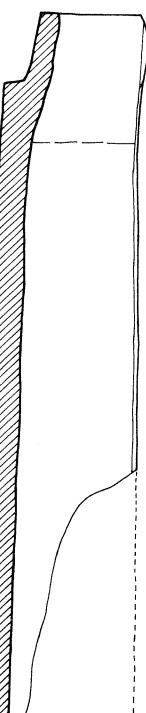
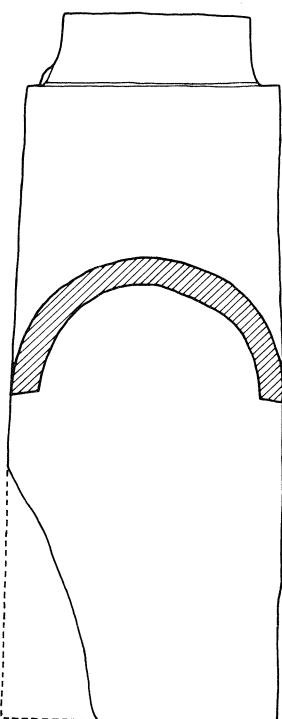


1. I-E 2. I-F 3. III 4. I-C 5. II-B 6. II-A

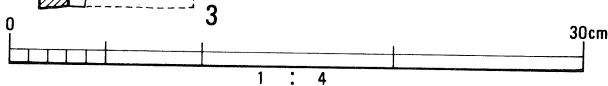


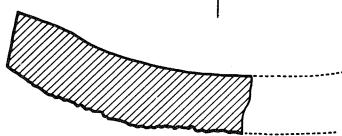
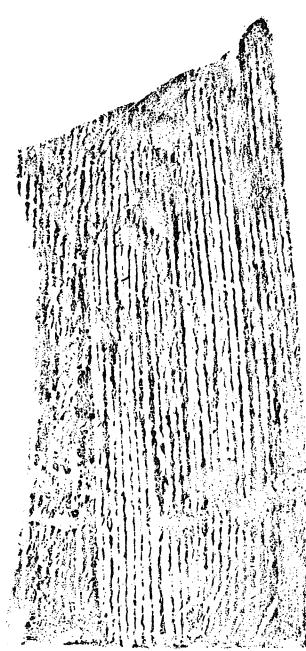
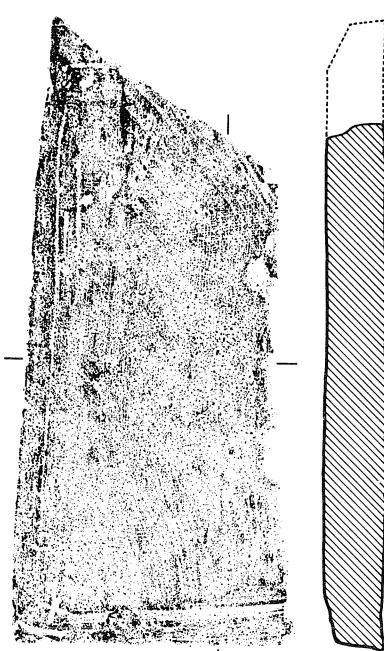
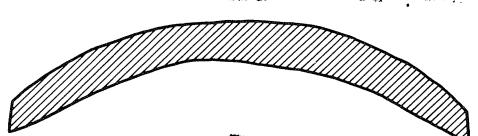
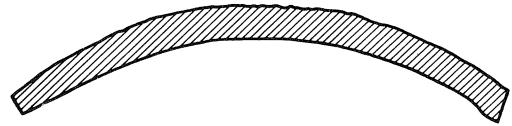
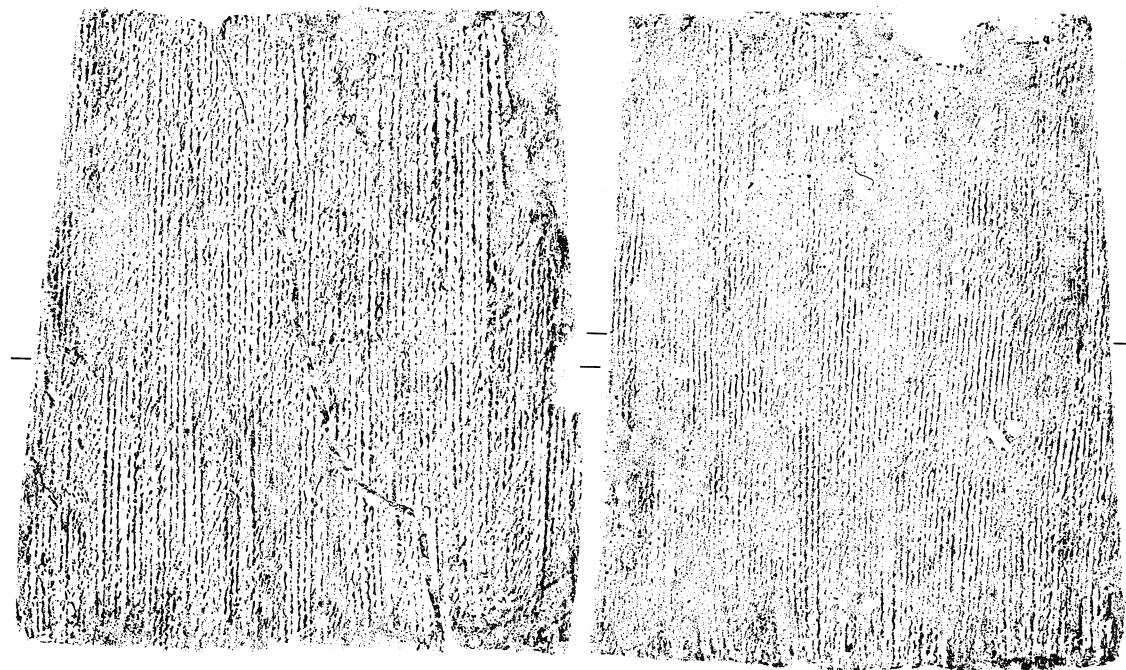
1

2

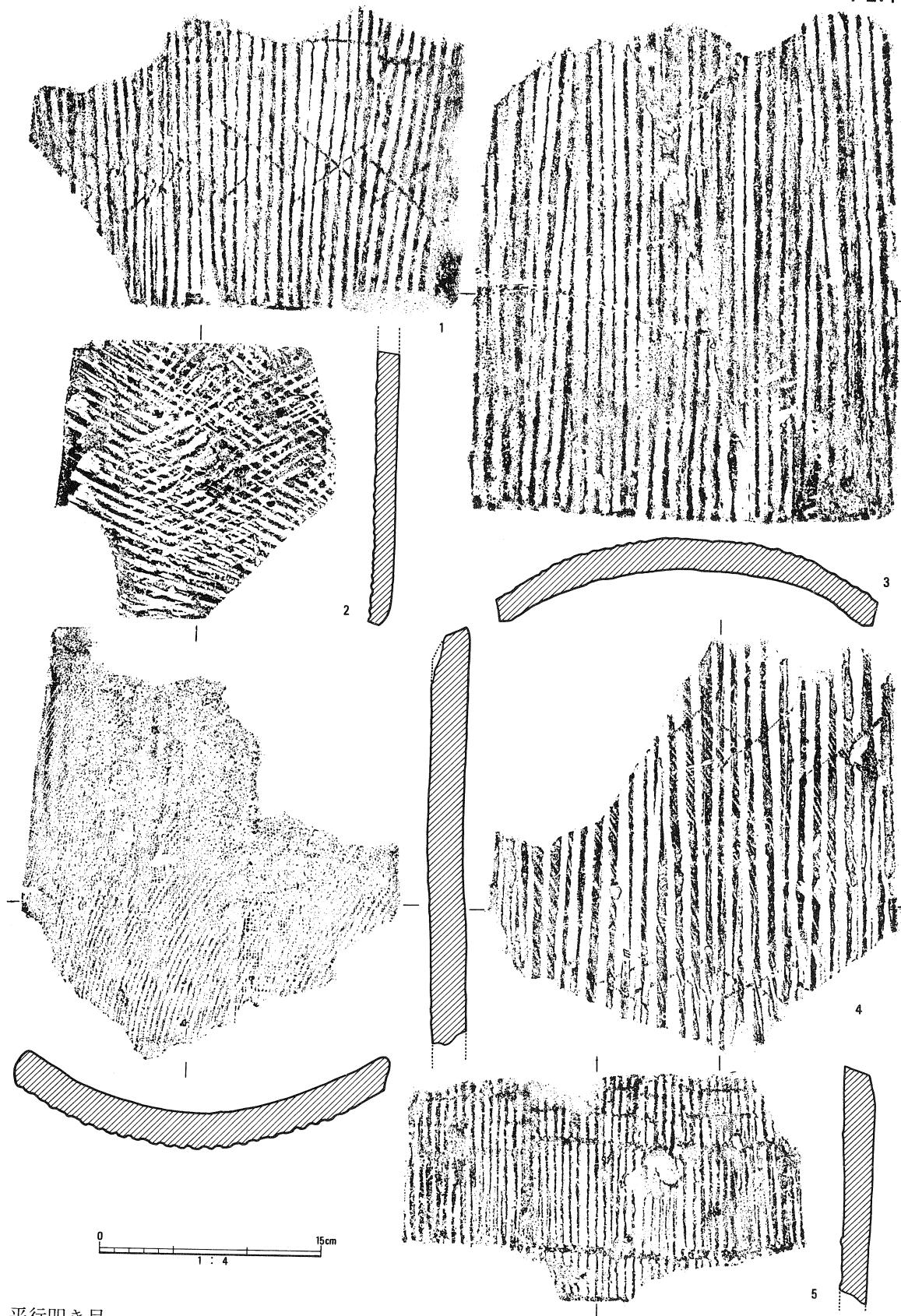


4





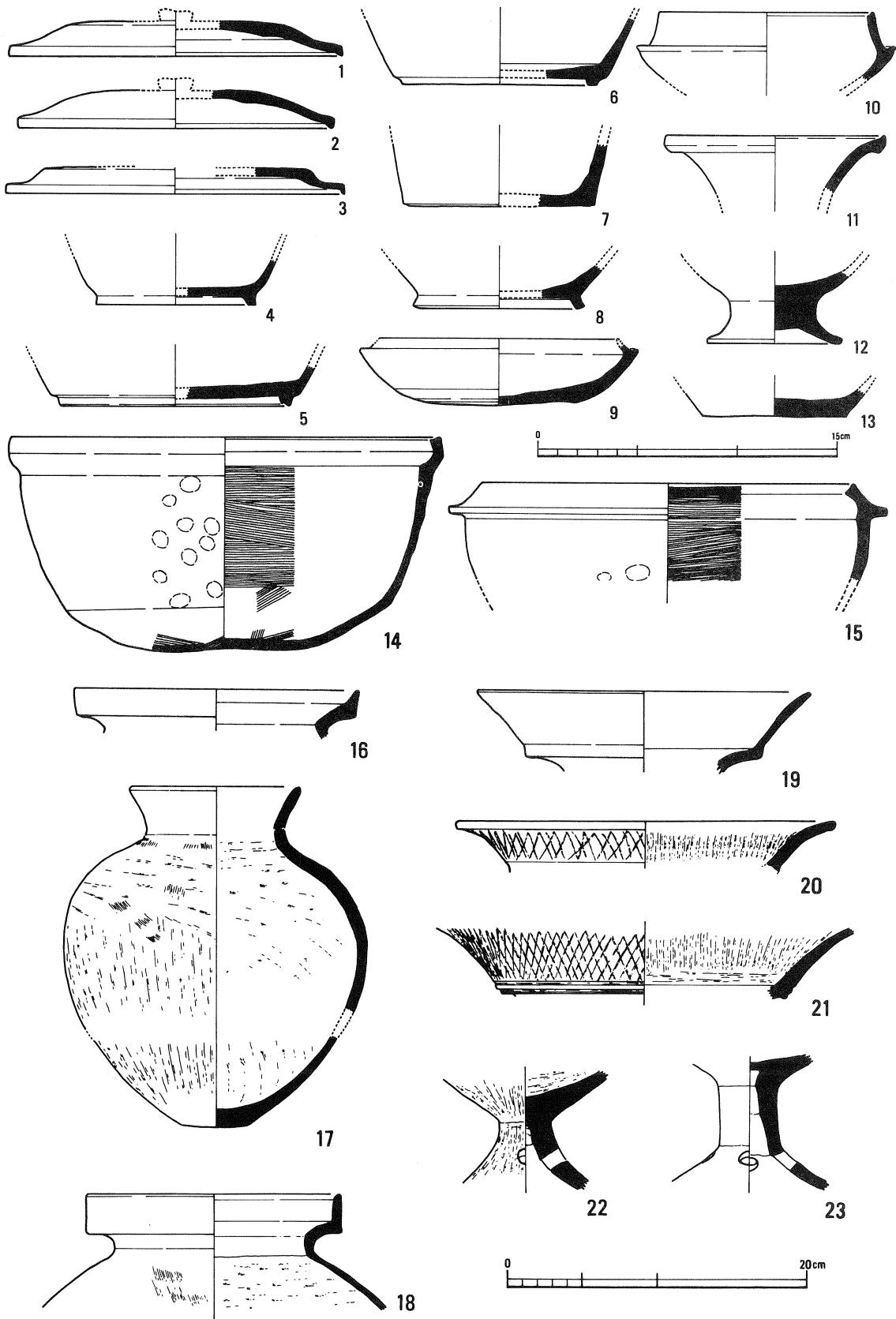
0 1 : 4 15cm



平行叩き目

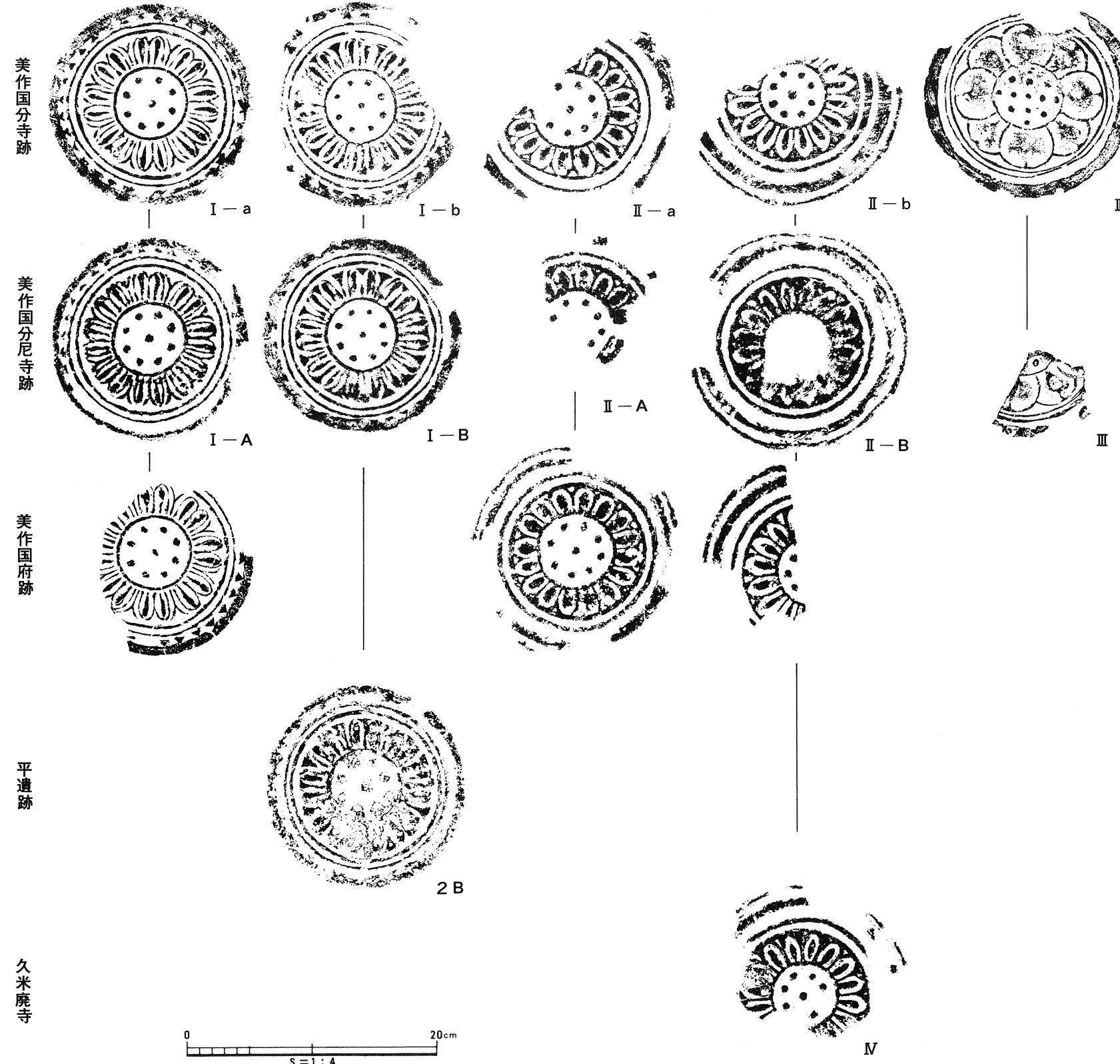
土器

PL. 12



1~13 1:3

14~23 1:4



美作国分寺系軒平瓦の同范関係

PL.14

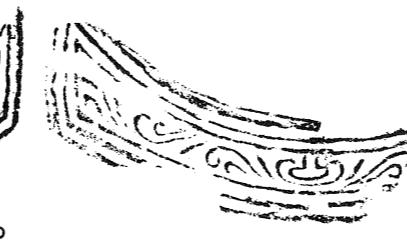
美作国分寺跡



I-a



I-b



I-c



I-e



II

美作国分尼寺跡



I-A



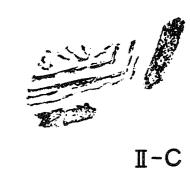
I-B



I-C



I-E



II-C

美作国府跡



7D

平遺跡



久米廃寺

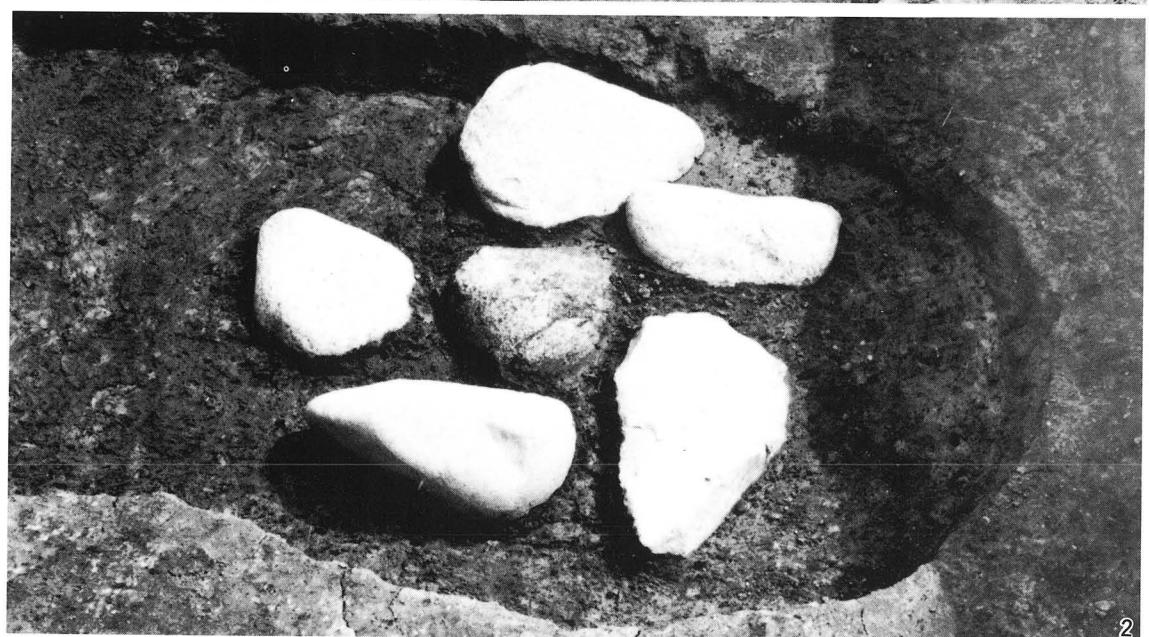


IV





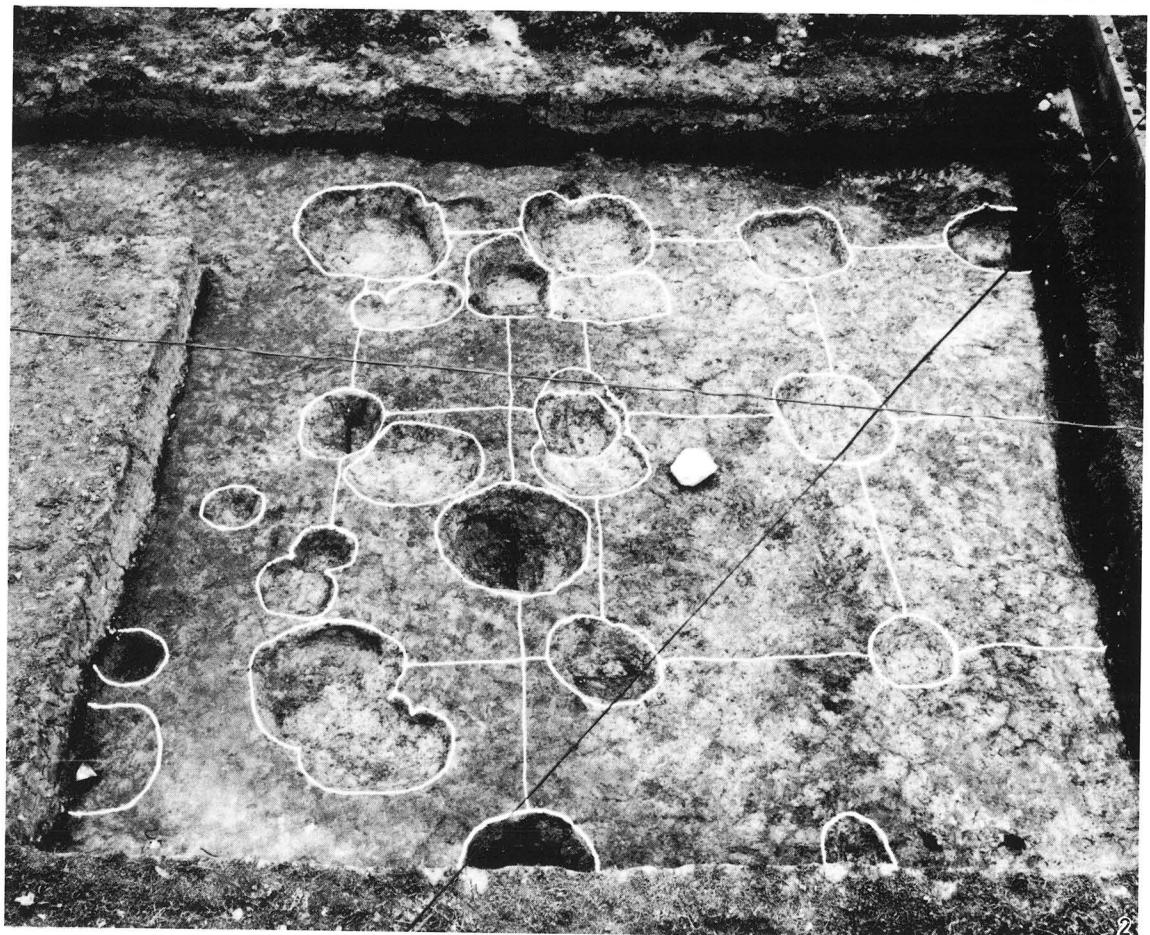
1



2

1 SB45A・B東側柱(南から)

2 SB45B東側柱北第3柱礎石据付痕(北から)

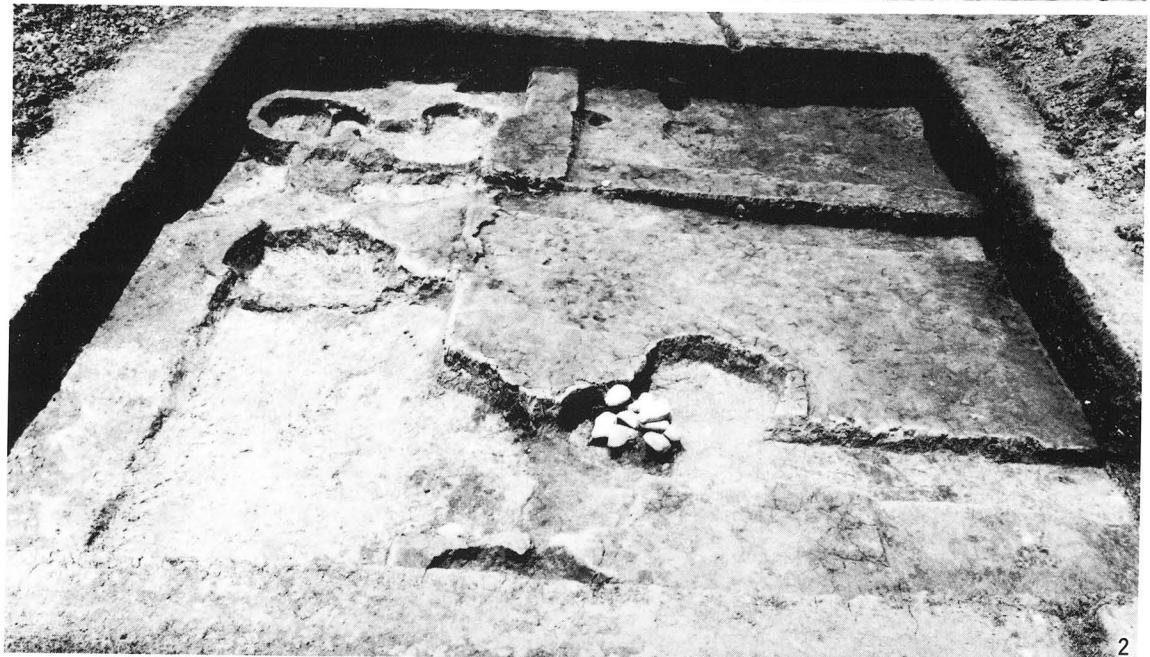


1 SB45A・B東側柱北第3柱築成状況(南から)

2 SB40・SA60(西から)



1



2



3

1 SX01(南から)

2 土坑群(第2トレンチ, 東から)

3 SK23瓦出土状況(北から)



1 II-A 2 II-B 3 III 4 I-A 5 I-B 6 I-A



1



2



3

1 I-A 2 I-B 3 I-E



5



1 I-F

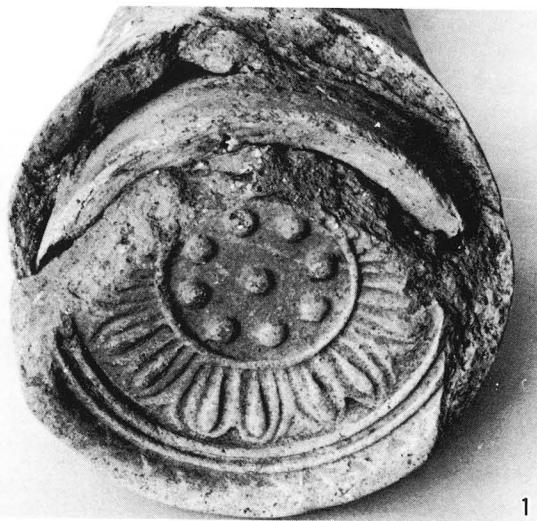
2 II-A

3 I-C

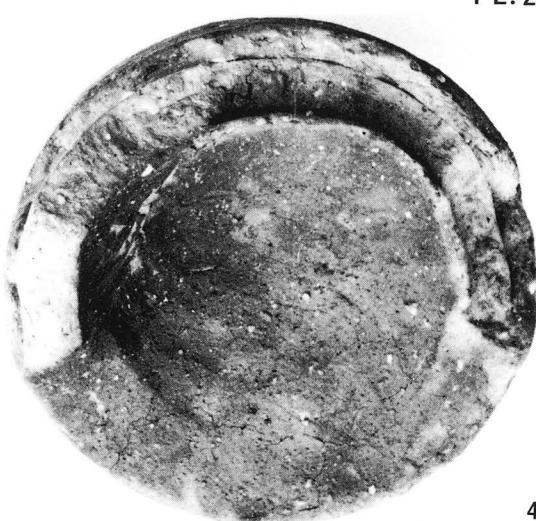
4 II-C

5 II-B

6 III



1



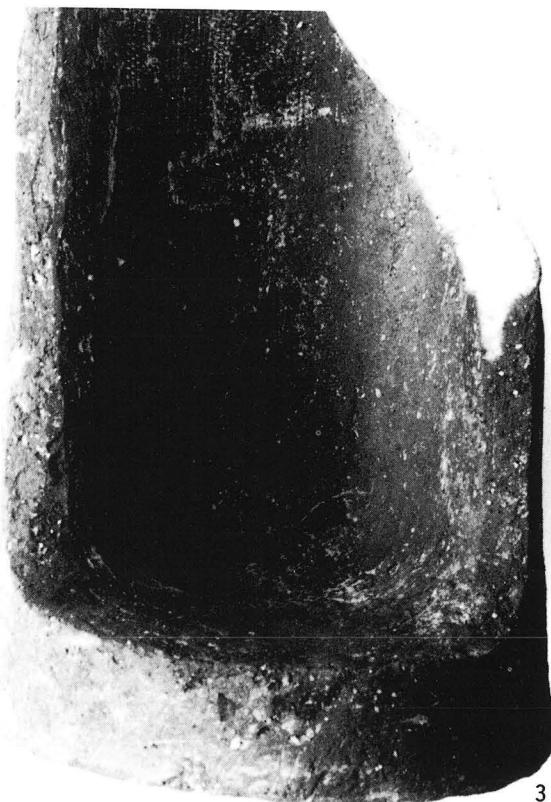
4



2



5



3

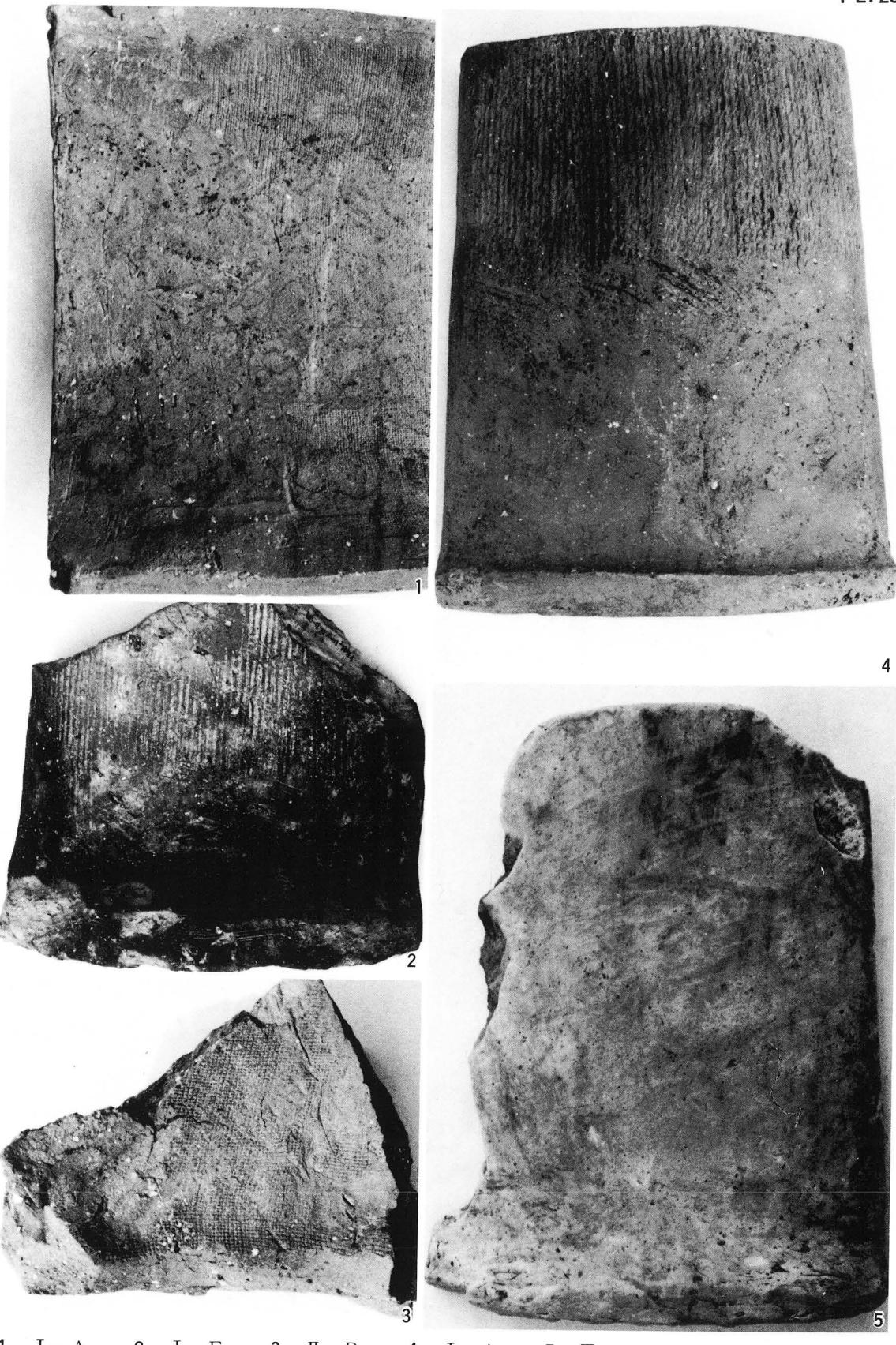


6

1 I-A 2・3・4・6 I-B 5 II-B

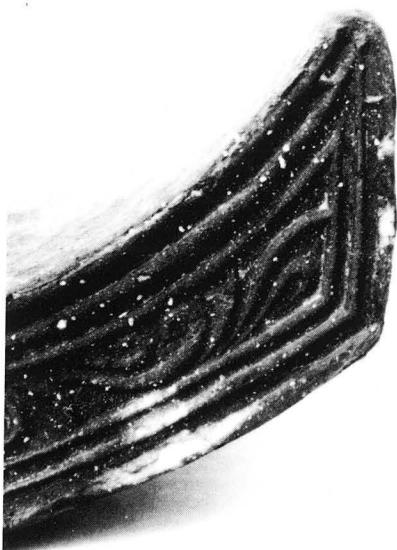
軒平瓦の製作技法

PL. 23





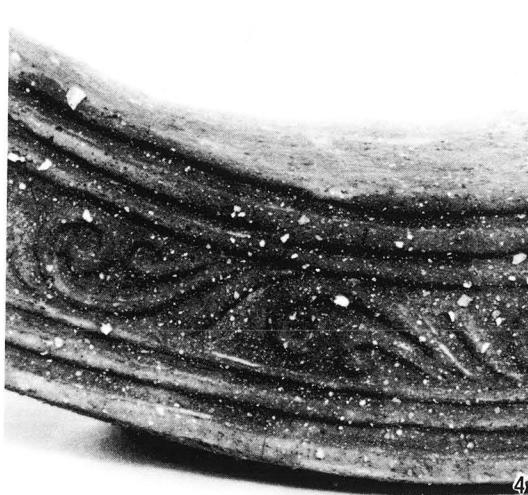
1



2



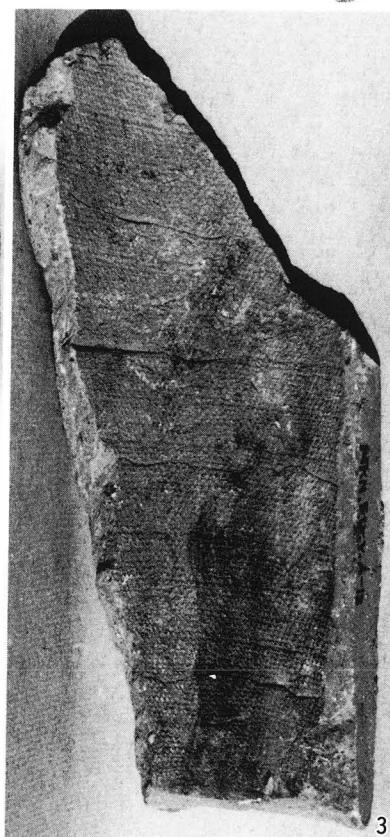
3

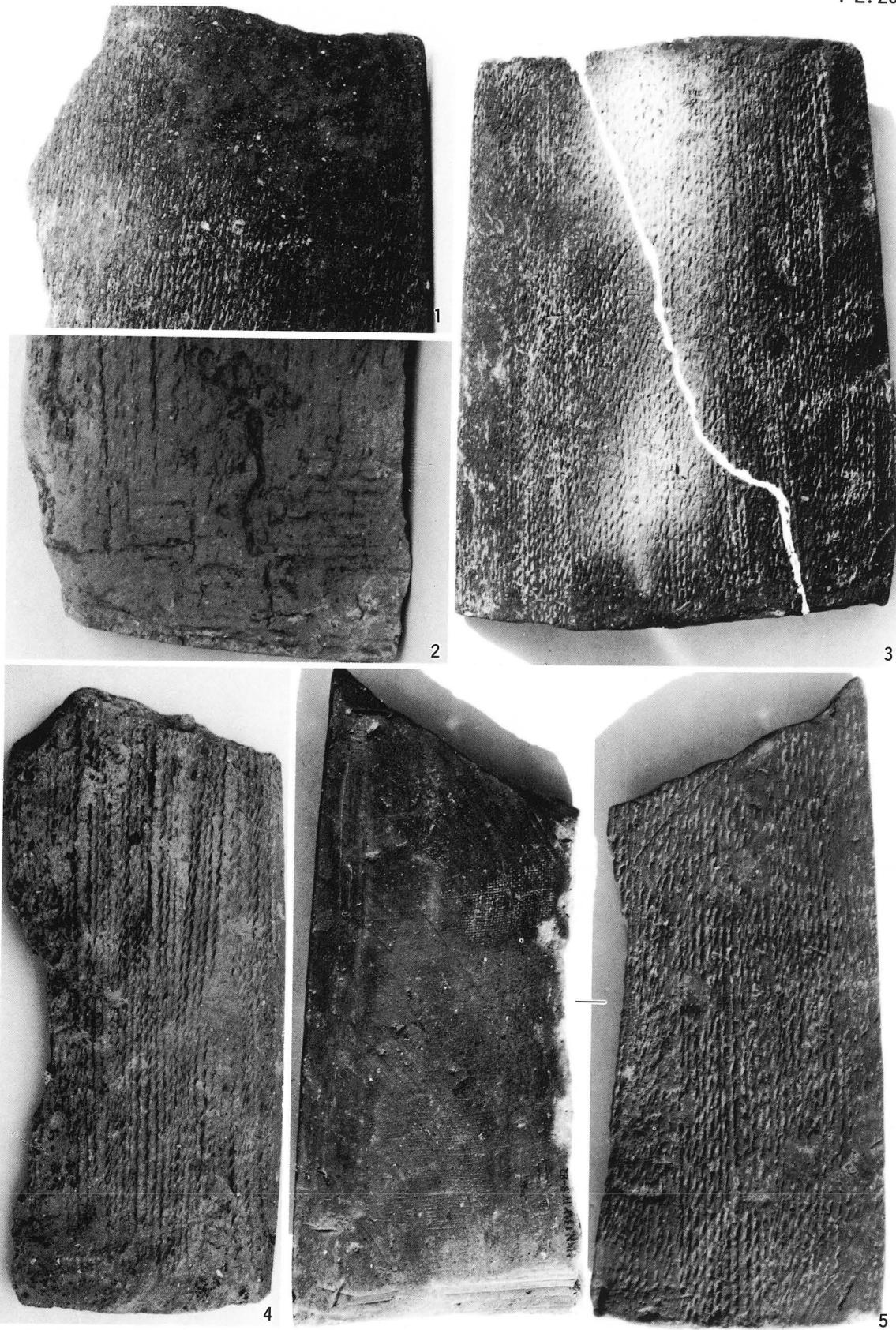


4



5

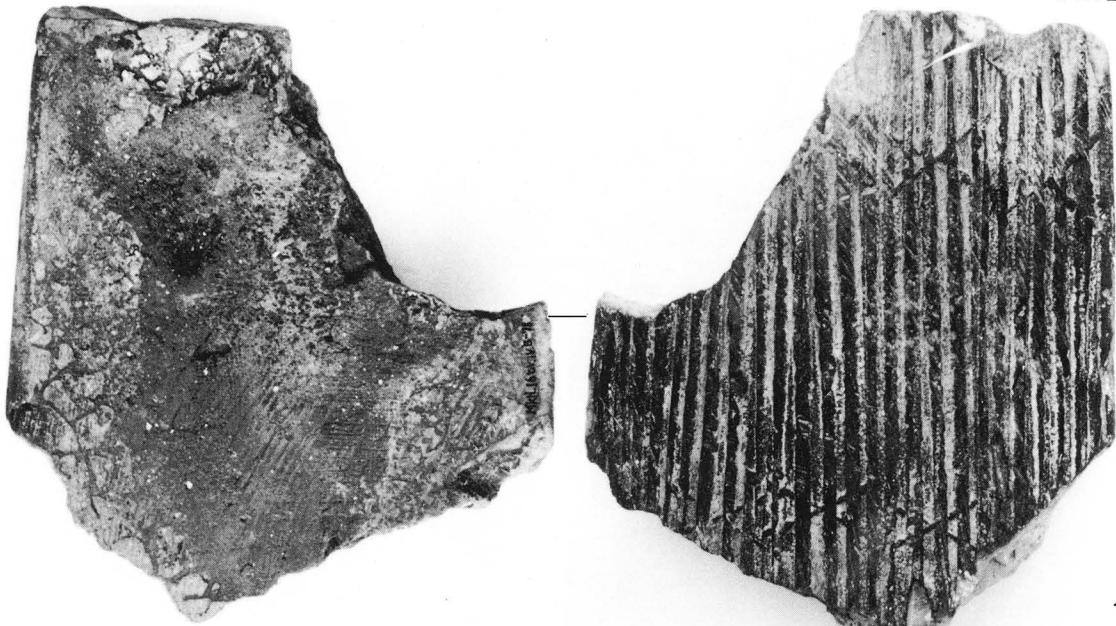




縄叩き目

平 瓦

PL. 27



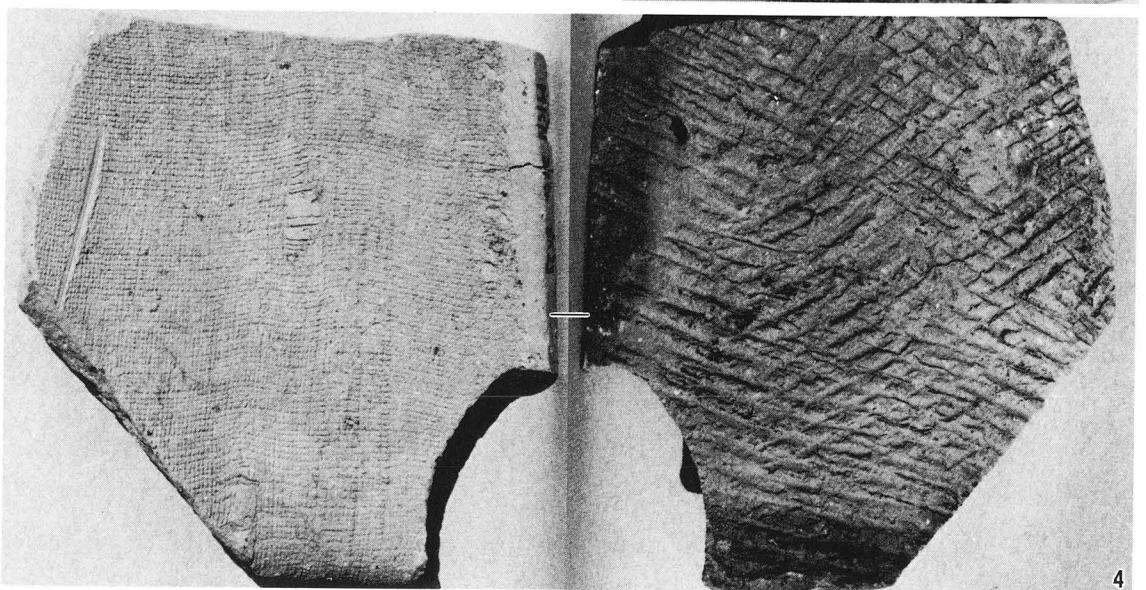
1



2

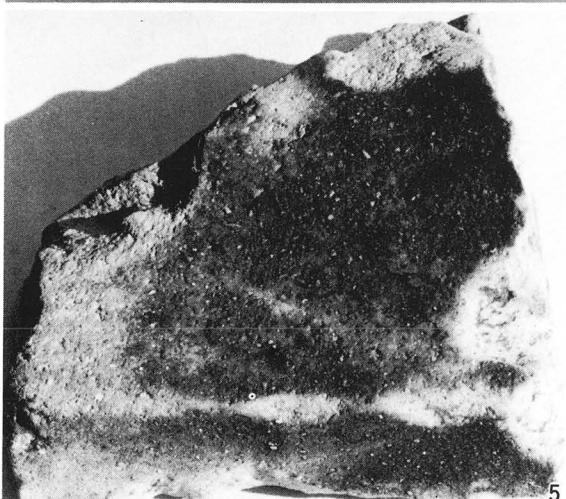
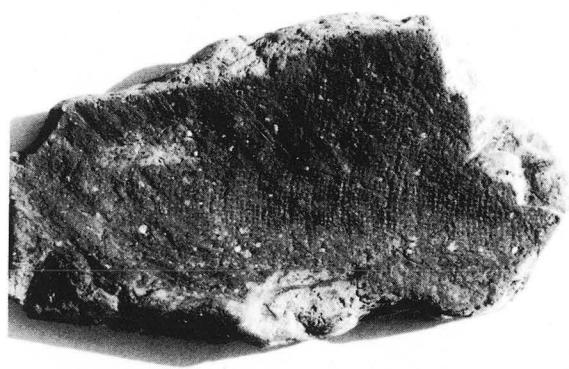
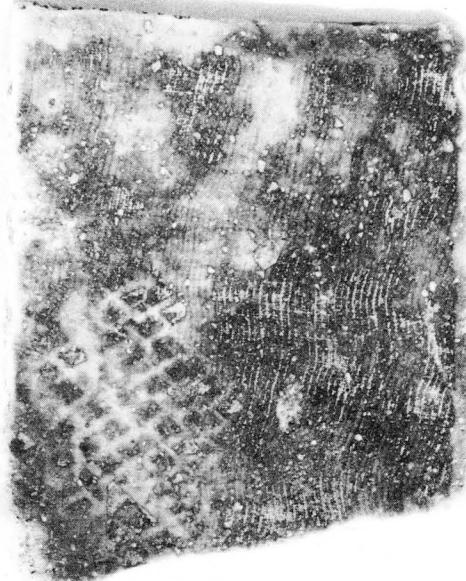


3



4

平行叩き目



1～3 平瓦(格子叩き目)

4 面戸瓦

5 塼

美作国分尼寺跡発掘調査報告

津山市埋蔵文化財発掘調査報告第12集

昭和58年3月31日発行

発 行 津山市教育委員会
岡山県津山市山北520

印 刷 津山朝日新聞社
岡山県津山市田町13